

郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る
環境影響評価方法書

－ 要 約 書 －

令和 8 年 3 月

郡 山 市

目 次

はじめに	1
第1章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	1
1. 対象事業の目的	1
2. 対象事業の概要	1
3. 対象事業の実施方法	4
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	9
1. 自然的状況	9
2. 社会的状況	14
第4章 対象事業に係る環境影響評価項目の選定	16
1. 環境影響評価項目	16
2. 選定理由または選定しなかった理由	18
第5章 調査、予測及び評価の方法	21

はじめに

本環境影響評価方法書（要約書）は、郡山市（以下「本市」といいます。）が計画する郡山市河内クリーンセンター再整備事業（以下「本事業」といいます。）に係るごみ処理施設の整備について、「福島県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法などを検討し、とりまとめた環境影響評価方法書の概要を示したものです。

第1章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

1. 事業者の名称

郡山市

2. 代表者の氏名

郡山市長 椎根 健雄

3. 事務所の所在地

福島県郡山市朝日一丁目 23-7

第2章 対象事業の目的及び内容

1. 対象事業の目的

本市では、河内クリーンセンターと富久山クリーンセンターの2施設体制で本市から排出される一般廃棄物の処理を実施しています。そのうち河内クリーンセンターは、昭和59年2月の竣工から41年が経過しており、再整備が必要な状況となっています。

一方、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律」では、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と示されています。さらに、令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、脱炭素化と資源循環の一体的推進に向けた目標が定められています。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安定的なごみ処理体制の構築とともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、地球温暖化防止対策、資源循環型社会の推進に資するよう次期ごみ処理施設を整備することを目的とします。

2. 対象事業の概要

1) 対象事業の種類

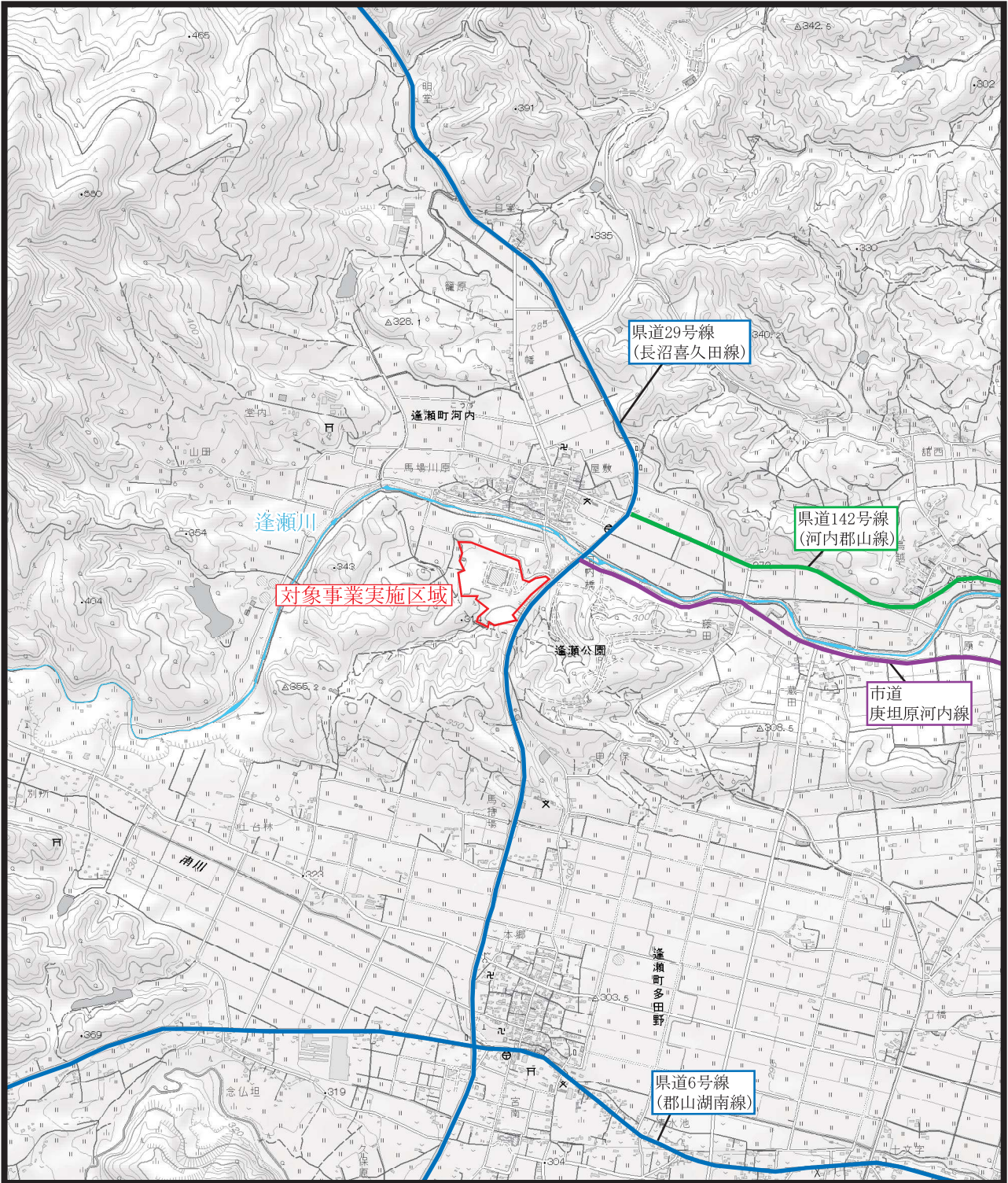
廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置
（福島県環境影響評価条例施行規則 別表第1第6号ウ）

2) 対象事業を実施する区域の位置

位置：福島県郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59
（図2-1 参照。以下「対象事業実施区域」といいます。）
面積：約 68,000 m²


3) 対象事業の規模


ごみ焼却施設：最大 213t/日（約 8.9t/h）
※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性があります。




凡例

 : 対象事業実施区域

 : 主要な河川

 : 主要地方道

 : 一般県道

 : 市道



S = 1 : 25, 000





「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成


図2-1(1/2) 対象事業実施区域




凡例

 : 対象事業実施区域

 : 主要な河川

 : 主要地方道

 : 一般県道

 : 市道



S = 1 : 25,000



空中写真 : Google Earth

撮影 : 2025年4月25日

図2-1(2/2) 対象事業実施区域

4) 対象事業の実施期間

本事業に係る計画施設供用開始までの全工程は表 2-1 に示すとおりです。

環境影響評価の手続きは令和 7 年度から令和 10 年度まで実施予定です。並行して施設整備基本計画を令和 7 年度～令和 8 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度に PFI 導入可能性調査、令和 10 年度から事業者選定に着手、令和 12 年度から設計・建設工事を実施し令和 16 年度の供用開始を予定しています。

表 2-1 対象事業の全体工程

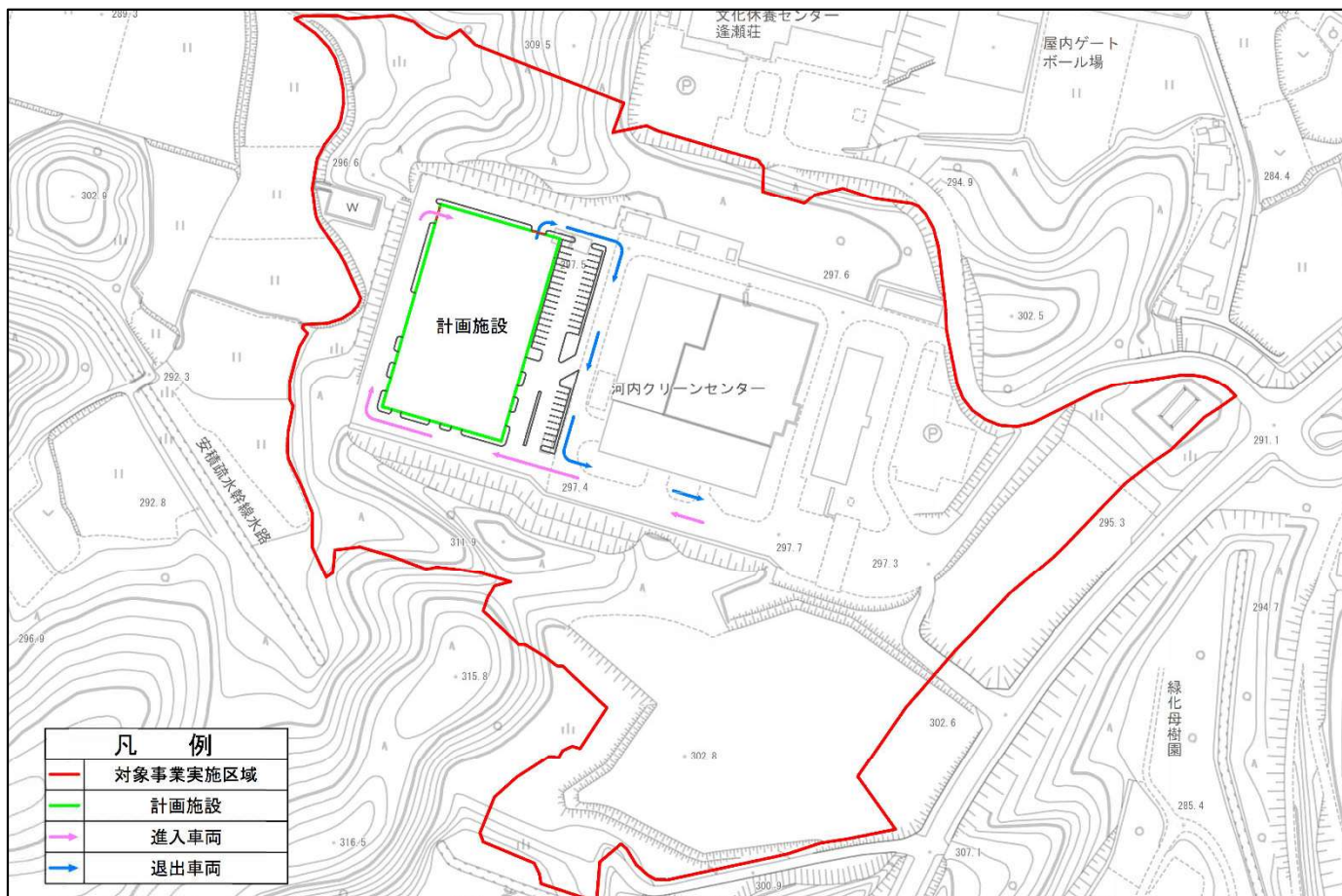
	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
施設整備基本構想	■										
施設整備基本計画		■	■								
環境影響評価		■	■	■	■						
PFI導入可能性調査			■								
事業者選定					■						
設計・建設工事							■	■	■	■	■

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性があります。

3. 対象事業の実施方法

1) 施設配置計画

施設配置計画（案）は図 2-2 に示すとおりです。



注：現時点で想定する配置計画であり、今後変更となる可能性があります。

図 2-2 施設配置計画（案）

2) 施設諸元

計画施設の諸元は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 計画施設の諸元

項目	計画諸元							
処理能力	最大213t/日 (約8.9t/h)							
処理対象ごみ	燃やしてよいごみ (家庭系・事業系)、可燃性粗大ごみ、衛生処理センターから排出される汚泥							
処理方式	焼却		焼却+灰溶融		ガス化溶融等			
	ストーカ式	流動床式	ストーカ式	流動床式	シャフト炉式	流動床式	キルン式	ガス化改質
排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置							
煙突高さ	59m (予定)							
構造	検討中							
熱回収方法	検討中							
運転計画	検討中							
給水設備	生活用水：上水 プラント用水：上水							
排水処理設備	原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水は逢瀬川に放流します。							
供用開始目標	令和16年度							

3) 公害防止基準

計画施設の整備にあたり、表 2-3 に示すとおり計画目標値を設定する予定です。

表 2-3(1/2) 公害防止基準

項目		法令等基準値	計画目標値	
1. 排出ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.04~0.08	0.02	
	硫黄酸化物 (ppm)	K 値規制 K 値：17.5	30	
	窒素酸化物 (ppm)	250	100	
	塩化水素	(mg/m ³ N)	700	-
		(ppm)	約430	100
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1~1	0.1	
	水銀 (μg/m ³ N)	30	法令等基準値 と同じ	
	カドミウム (mg/m ³ N)	1		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³ N)	10		
	鉛及びその化合物 (mg/m ³ N)	10		
	銅及びその化合物 (mg/m ³ N)	10		
	亜鉛及びその化合物 (mg/m ³ N)	10		
	シアン化水素 (mg/m ³ N)	1		
	砒素及びその化合物 (mg/m ³ N)	1		
クロム及びその化合物 (mg/m ³ N)	1			
2. 騒音	昼間 (7~19時) (dB)	60		法令等基準値 (第3種区域)と同じ
	朝・夕 (6~7時)・(19~22時) (dB)	55		
	夜間 (22~6時) (dB)	50		
3. 振動	昼間 (7~19時) (dB)	65	法令等基準値 (市指針による 規制区域)と同じ	
	夜間 (19~7時) (dB)	60		
4. 悪臭	敷地境界 1号規制		臭気指数15	法令等基準値 (第2種区域)と同じ
	排出口 2号規制	排出口高さ： 地上5m以上30m未満	臭気指数33	
		排出口高さ： 地上30m以上50m未満	臭気指数35	
		排出口高さ： 地上50m以上	臭気指数38	

表 2-3(2/2) 公害防止基準 (排水水)

種 類	法令等基準値 (水質汚濁防止法)	法令等基準値 (大気汚染防止法に 基づく排出基準 及び水質汚濁防止法 に基づく排水基準 を定める条例)	法令等基準値 (福島県生活環境の 保全等に関する 条例施行規則)	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	—	0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	最大0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る)	1mg/L	—	1mg/L	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム	0.5mg/L	最大0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	0.005mg/L	—	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	—	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	—	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	—	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	—	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	—	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	—	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	—	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	—	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	—	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	—	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	—	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	—	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L	—	10mg/L	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L	—	8mg/L	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	100mg/L	—	100mg/L	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—	0.5mg/L	0.5mg/L
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)	25mg/L (日間平均20mg/L)	40mg/L (日間平均30mg/L)	25mg/L (日間平均20mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	—	1mg/L	1mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (動植物油類含有量)	30mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL	—	日間平均800CFU/mL	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)	—	120mg/L (日間平均60mg/L)	120mg/L (日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)	—	16mg/L (日間平均8mg/L)	16mg/L (日間平均8mg/L)

4) 車両運行計画

(1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとします。

受付日：月曜日から金曜日

※土曜日（第2、第4土曜日は開場）

祝日の場合、開場する

受付時間：（月曜日から金曜日）8時30分から16時00分

（第2、第4土曜日）8時30分から11時30分

(2) 搬入・搬出車両台数

搬入・搬出車両台数は令和6年度実績をもとに表2-4に示す台数を見込んでいます。

表2-4 搬入・搬出車両台数

種 別			車 種	台 数		備 考
				年間	日最大	
搬入車両	収集車両	可燃ごみ	1.5～4tパッカー車	15,667	170	
		粗大ごみ	2～4t平ボディー車	202	3	可燃性のみ
	直接搬入車両		軽四～10tコンテナ車	64,036	447	
	薬品搬入車両		2tローリー～12tバルク車	107	2	
搬出車両	残渣	主 灰	2～5tダンプ	2,036	24	混合して搬出
		飛 灰				
	資源物		2～10tトラック	229	6	
合 計				82,277	652	

(3) 主な搬出道路

廃棄物運搬車両の搬出道路は、図2-3に示すとおりです。

対象事業実施区域は、県道29号線（長沼喜久田線）に接しており、主な搬入道路は、当該路線のほか、県道142号線（河内郡山線）、市道庚垣原河内線、県道6号線（郡山湖南線）を通るルートが大勢を占めます。

(4) 廃棄物運搬車両による負荷の軽減

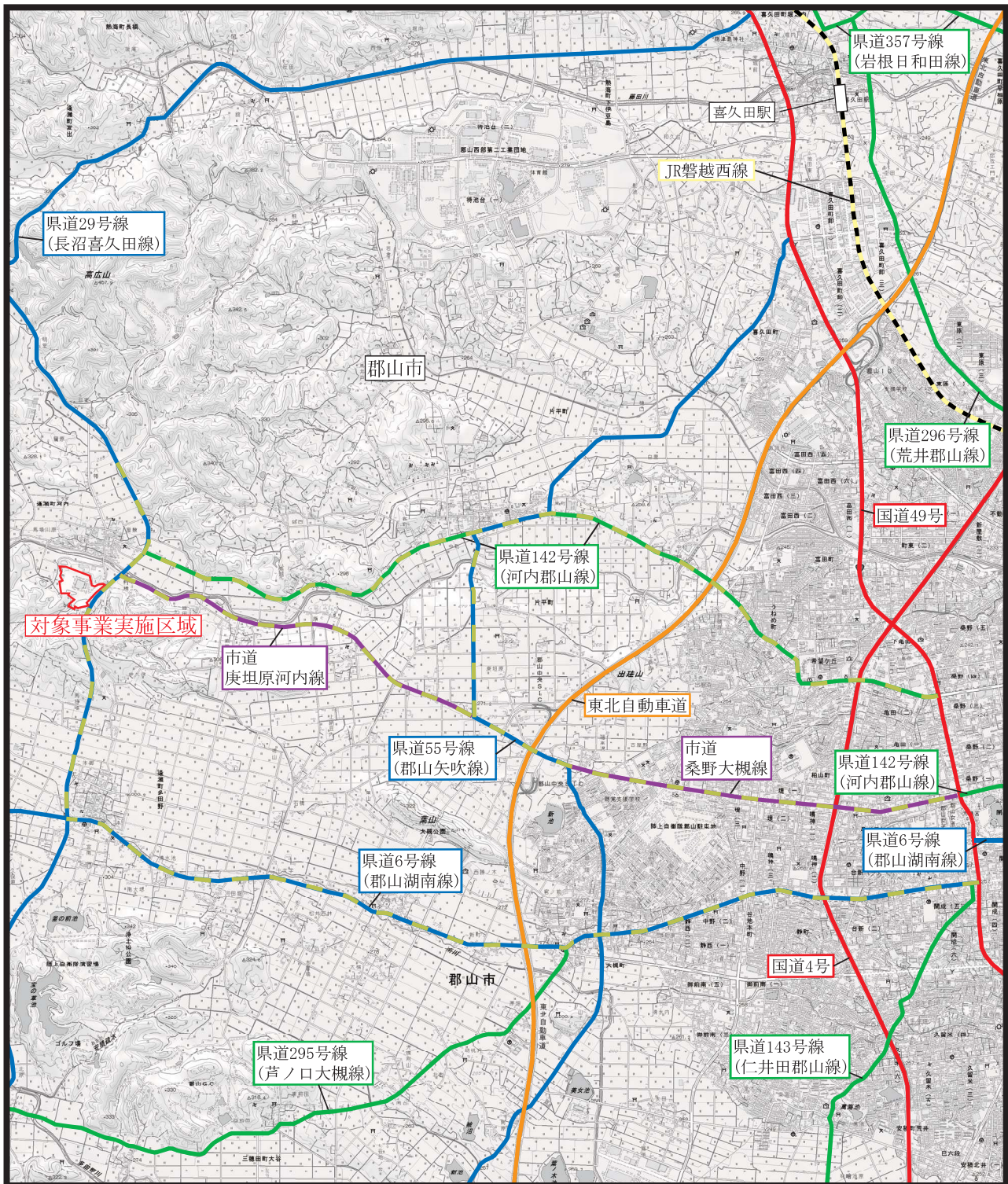
廃棄物運搬車両による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討します。具体的な対策内容は、今後確定する予定です。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設けます。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導します。
- ・廃棄物運搬車両の走行距離、搬入回数の削減に向け、効率的なごみ収集体制を検討します。

5) 工事計画

本事業の工事は、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しており、工事期間は令和12年度から令和16年度の5年間を予定しています。

また、資材運搬等の車両の主な搬出道路についても、廃棄物運搬車両と同様に県道142号線（河内郡山線）、市道庚垣原河内線、県道6号線（郡山湖南線）を通るルートとなります（図2-3参照）。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 市道
- : 東北自動車道
- : 鉄道
- : 想定主要走行ルート



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図2-3 廃棄物運搬車両の搬入搬出道路

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

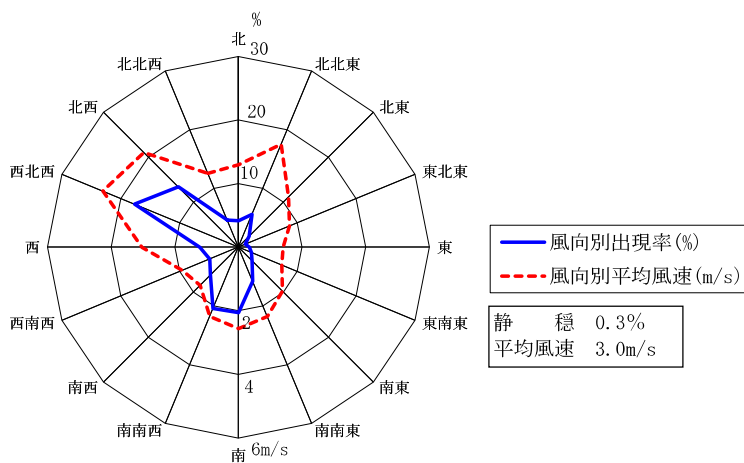
1. 自然的状況

1) 気象、大気質

(1) 地上気象

地上気象の状況として、対象事業実施区域最寄りの郡山地域気象観測所における令和7年の平均気温は13.6℃、最高気温は37.3℃、最低気温は-9.6℃となっていました。

また、風向・風速調査結果（風配図）を図3-1に示します。風配図より、西北西の風が17.6%と卓越しており、平均風速は3.0m/sとなっていました。



注：風速0.3m/s未満を静穏として集計した。

図3-1 風向・風速調査結果（風配図）（郡山地域気象観測所）

(2) 大気質

対象事業実施区域及びその周辺における測定局での大気質測定結果を表3-1に示します。測定結果より、二氧化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質の測定結果については、いずれの測定局においても環境基準を達成していました。

なお、光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成していませんでした。

表3-1 (1/7) 二酸化硫黄測定結果（令和5年度）

年度	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無
					時間	%	日	%			
一般環境大気	堤下	住	364	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○
	芳賀	住	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○

注：1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
・長期的評価：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

表3-1 (2/7) 二酸化窒素測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
						時間	(%)	時間	(%)	日	(%)	日	(%)	
一般環境大気	堤下	住	364	8622	0.005	0.045	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.015	0
	芳賀	住	364	8622	0.006	0.051	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.014	0
自動車排出ガス	台新	住	362	8579	0.008	0.038	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.019	0

注：1) 環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
・長期的評価：日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

表 3-1(3/7) 浮遊粒子状物質測定結果 (令和5年度)

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価			
					1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	
					時間 (%)	日 (%)	mg/m ³	日 (%)	(有×・無○)	日	
一般環境 大気	堤下	住	364	8713	0.009	0 (0.0)	0 (0.0)	0.099	0.026	○	0
	芳賀	住	364	8718	0.010	0 (0.0)	0 (0.0)	0.116	0.031	○	0
自動車 排出ガス	台新	住	364	8720	0.013	0 (0.0)	0 (0.0)	0.113	0.033	○	0

注：1) 環境基準：1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 ・短期的評価：1時間値の日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価する。
 ・長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
 2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果 (令和5年度) (福島県)

表 3-1(4/7) 微小粒子状物質測定結果 (令和5年度)

測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合
				μg/m ³	μg/m ³	
一般環境 大気	芳賀	住	364	8.4	21.3	0 (0.0)
自動車 排出ガス	台新	住	218	8.7	22.3	1 (0.5)

注：1) 環境基準：短期基準及び長期基準をともに満たすこと。
 ・短期基準：1日平均値のうち年間98%値が35μg/m³以下であること。
 ・長期基準：1年平均値が15μg/m³以下であること。
 2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果 (令和5年度) (福島県)

表 3-1(5/7) 光化学オキシダント測定結果 (令和5年度)

測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	
		日	時間	ppm	日(時間)	日(時間)	ppm	ppm	
一般環境 大気	堤下	住	366	5442	0.035	32 (187)	0 (0)	0.090	0.044
	芳賀	住	366	5446	0.035	32 (202)	0 (0)	0.093	0.045
	日和田	住	366	5446	0.035	36 (213)	0 (0)	0.097	0.045
	安積	住	366	5443	0.034	32 (192)	0 (0)	0.092	0.044

注：1) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。
 2) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 ・短期的評価：各1時間値を環境基準と比較して評価する。
 3) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果 (令和5年度) (福島県)

表 3-1(6/7) ダイオキシン類測定結果 (令和6年度)

単位：pg-TEQ/m³

調査地点	夏季	冬季	年平均値	環境基準
郡山市音楽・文化交流館	0.0047	0.0037	0.0042	0.6

出典：環境等測定調査結果 (令和6年度) (福島県)

表 3-1(7/7) 有害大気汚染物質測定結果（令和 5 年度）

調査対象物質	単位	調査地点	評価値	
		芳賀	環境基準	指標値
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.40	3	—
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18	130	—
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.035	200	—
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.74	150	—
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0037	—	2
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0074	—	10
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.5	—	40
ニッケル化合物	ng/m^3	0.86	—	25
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16	—	18
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.10	—	1.6
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.034	—	2.5
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	0.40	—	6
マンガン及びその化合物	ng/m^3	6.0	—	140
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	—	94
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.1	—	—
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.030	—	—
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	—	120
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.8	—	—
ベリリウム及びその化合物	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0035	—	—
クロム及びその化合物	ng/m^3	0.90	—	—
ベンゾ [a] ピレン	ng/m^3	0.036	—	—
六価クロム	ng/m^3	0.11	—	—

注：環境基準は大気汚染に係る環境基準、指針値は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を示す。

出典：令和 6 年度環境調査結果（郡山市）

2) 騒音

(1) 環境騒音

対象事業実施区域及びその周辺における環境騒音測定結果は表 3-2 に示すとおりであり、朝日三丁目の夜間を除く全ての地点及び時間で環境基準を満足していました。

表 3-2 環境騒音測定結果（令和 6 年度）

単位：dB

No.	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	朝日三丁目	第一種住居地域	B類型	50	●46	55	45
2	喜久田町卸三丁目	準工業地域	C類型	54	48	60	50
3	清水台一丁目	商業地域	C類型	51	45	60	50
4	安積町長久保一丁目	第一種中高層住居専用地域	A類型	45	39	55	45
5	緑ヶ丘東七丁目	第一種低層住居専用地域	A類型	46	38	55	45

注：1) 「●」は、環境基準値を超過したことを示す。

2) 昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～6：00

出典：令和 6 年度環境調査結果（郡山市）

(2) 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周辺における道路交通騒音の測定結果は表 3-3 に示すとおりであり、一般国道 49 号の 3 地点を除く全ての地点及び時間で環境基準を満足していました。

表 3-3 道路交通騒音測定結果（令和 6 年度）

単位：dB

No.	路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	等価騒音レベル		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	東北自動車道	富田町諏訪内71地先	準工業地域	C類型	4	63	59	70	65
2	一般国道49号	富田町菱内16地先	近隣商業地域	C類型	4	●72	●67	70	65
3		富田町権現林1-14地先	第二種住居地域	B類型	4	●74	●70	70	65
4		喜久田町菖蒲池22-591地先	商業地域	C類型	4	●74	●67	70	65
5		喜久田町堀之内北原1-5地先	調整区域	—	2	70	65	70	65
6		熱海町熱海6丁目地内	第一種中高層住居専用地域	A類型	2	70	65	70	65
7		一般県道 河内郡山線	希望ヶ丘1-5地先	第二種住居地域	B類型	2	62	55	70
8	一般県道 荒井郡山線	東原1丁目221地先	第二種住居地域	B類型	2	67	61	70	65
9	市道 伊賀河原柳作線	名郷田2丁目32地先	近隣商業地域	C類型	4	65	58	70	65

注：1) 「●」は、環境基準値を超過したことを示す。

2) 昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～6：00

出典：令和6年度環境調査結果（郡山市）

3) 振動

対象事業実施区域及びその周辺における環境振動及び道路交通振動の状況を把握できる既存資料等は確認されませんでした。

4) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺における悪臭の状況を把握できる既存資料等は確認されませんでした。

5) 水象、水質

対象事業実施区域の北側を西側から東側へと一級河川逢瀬川が流れています。逢瀬川を含む周辺の河川は阿武隈川水系に属し、太平洋に注いでいます。また、本市には安積疏水が設置されており、猪苗代湖より取水し、本市及びその周辺地域に農業用水、工業用水及び飲用水を供給しています。

対象事業実施区域及びその周辺における河川水質調査（生活環境項目及び健康項目）は、逢瀬川（馬場川合流点前）で実施されており、令和 6 年度では大腸菌数を除き環境基準を満足していました。また、ダイオキシン類については、令和 6 年度に逢瀬川（阿武隈川合流前）で実施されており、環境基準を達成していました。

5) 底質

対象事業実施区域及びその周辺におけるダイオキシン類測定は、令和 6 年度に逢瀬川（阿武隈川合流前）で実施されており、環境基準を満足していました。

6) 地下水

対象事業実施区域及びその周辺では、概況調査、継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査が実施されています。令和 5 年度の調査において、継続監視調査で環境基準を満足していない項目がみられました。なお、ダイオキシン類測定については、令和 6 年度に 2 箇所で開催されており、環境基準を満足していました。

7) 土壌、地盤沈下

対象事業実施区域は主に赤黄色土壌により構成されており、その周辺は赤黄色土壌、褐色森林土壌、黄褐色土壌及びグライ土壌により構成されています。

土壌汚染の状況について、対象事業実施区域は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていませんが、周辺地域については、5 つの区域が形質変更時要届出区域に指定されています。

一方、地盤沈下については、状況を把握できる既存資料等は確認されませんでした。

8) 地形、地質

(1) 地形

対象事業実施区域は主に砂礫台地により構成されており、その周辺は砂礫台地及び急斜面により構成されています。

(2) 地質

対象事業実施区域は主に固結堆積物及び未固結堆積物により構成されており、その周辺は固結堆積物、未固結堆積物及び火山性堆積物により構成されています。

9) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

(1) 動物

対象事業実施区域及びその周辺における重要な動物種について、哺乳類 7 種、鳥類 62 種、両生類 9 種、爬虫類 6 種、淡水魚類 18 種、昆虫類 18 種が確認されています。

(2) 植物

対象事業実施区域及びその周辺には、造成地のほか、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ群落、クリ-コナラ群落、水田雑草群落、ゴルフ場・芝地が分布しています。

対象事業実施区域の西南西約 3.7km の位置には、特定植物群落である「山田原のブナ林」、北側約 3.5km の位置には本市指定天然記念物である「夏出の大イチョウ」・「夏出の大キャラ」、同じく北側の約 4.5km の位置には「長橋の種蒔きザクラ」が存在しています。

なお、重要な植物種について、178 種の生育が確認されています。

(3) 生態系

対象事業実施区域の近傍では、栄養段階の上位に位置する種として谷津地形を利用するサシバやノスリ等の猛禽類や、水田、ため池に食餌を依存するサギ類、耕作地から混生林を広く利用するキツネ等の中型哺乳類が位置づけられます。

また、より深い山地を生息場所とするオオタカやクマタカ等猛禽類は、対象事業実施区域西側を生息環境の主体として利用している可能性があり、対象事業実施区域を行動圏の一部としている可能性があります。

さらに、対象事業実施区域近傍の水田雑草群落には、アカハライモリや底生生物の生息環境となっている水路やため池が点在し、水田雑草群落の典型的な生態系が見られ、里山環境の生態系の生物相をいっそう多様なものにしていきます。

10) 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

(1) 景観資源、眺望地点

対象事業実施区域周辺における主要な景観資源として、県営逢瀬公園及び逢瀬さくらの里が存在しています。前述した 2 地点は、主要な眺望地点としても挙げられます。

(2) 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合い活動の場として、対象事業実施区域に隣接して逢瀬公園が存在しています。また、周辺地域には高篠山森林公園が存在しています。

11) 廃棄物、温室効果ガスの排出

(1) 廃棄物

本市におけるごみ処理体制について、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは市内 2 か所の廃棄物処理施設（富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンター）で焼却・破砕処理等が行われており、処理後に発生した残渣は河内埋立処分場へ埋立処分が行われています。

本市における 2018～2022 年度の 5 年間ににおけるごみ処理量は、表 3-4 に示すとおり、概ね横ばいで推移しています。

表 3-4 ごみ処理量の推移

単位：t

市町村名	年度	ごみ処理量				計
		可燃	不燃	資源	粗大	
郡山市	2018（平成30）	123,422	4,057	8,029	1,009	136,517
	2019（令和元）	122,818	4,080	7,200	683	134,781
	2020（令和2）	121,702	4,428	8,750	1,214	136,094
	2021（令和3）	121,227	4,080	8,293	1,276	134,876
	2022（令和4）	118,470	3,770	8,641	1,135	132,016

出典：「郡山市一般廃棄物処理基本計画」（郡山市ホームページ、平成30年4月策定・令和6年11月改定）

(2) 温室効果ガス

本市における2018～2022年度の温室効果ガスの排出量は、表3-5に示すとおり、基準年度(2013年度)を下回っていた。

表 3-5 温室効果ガスの推移

市町村名	年度	温室効果ガス総量（千t-CO ₂ ）	
			基準年度比較（%）
郡山市	2013（平成25）[基準年度]	3,169	-
	2018（平成30）	2,878	-9.2
	2019（令和元）	2,868	-9.5
	2020（令和2）	2,675	-15.6
	2021（令和3）	2,780	-12.3
	2022（令和4）	2,417	-23.7

出典：「郡山市における温室効果ガス排出量」（郡山市ホームページ、令和8年2月閲覧）

12) 放射性物質の分布

対象事業実施区域は「原子力災害対策特別措置法」第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）等に設定されていません。

また、対象事業実施区域が位置する逢瀬町は、平成26年11月以降全域で「放射性物質汚染対処特措法」（平成23年8月法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域の指定要件である0.23μSv/h未満となっています。

なお、郡山市地理情報システムの放射線モニタリングMAPより、対象事業実施区域最寄りの測定地点における最新の測定結果は0.08μSv/h（地点No：26220-1、測定日：令和4年7月23日）となっています。

2. 社会的状況

1) 土地利用

対象事業実施区域の用途地域は、市街化調整区域に指定されています。

2) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用

対象事業実施区域及びその周辺は、堀口浄水場により上水が供給されており、取水点は対象事業実施区域から上流約4.5kmの黒岩原地区に存在します。また、対象事業実施区域及びその周辺の河川に漁業権は設定されていません。

一方、湖南地区及び熱海地区における簡易水道の水源として、地下水が利用されています。

3) 交通

対象事業実施区域は、県道29号線（長沼喜久田線）に接しており、県道142号線（河内郡山線）、市道庚垣原河内線、県道6号線（郡山湖南線）が接続しています。また、関係車両の主要走行ルートと想定される県道142号線（河内郡山線）における昼間12時間交通量は5,772台、24時間交通量は7,042台となっています。

4) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置及び住宅の配置

対象事業実施区域及びその周辺には、学校等が19施設存在しており、対象事業実施区域の北側約50mに、郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘が存在しています。

また、対象事業実施区域が位置する郡山市逢瀬町の令和8年1月1日現在の人口は3,599人、世帯数は1,522戸、平均世帯人員は2.4人となっています。なお、対象事業実施区域の北側約200mの位置に集落が存在しています。

5) 下水道の整備

本市における令和5年の汚水における各処理方法の普及率は、公共下水道75.1%、農業集落排水施設3.6%、合併処理浄化槽14.5%であり、合計93.2%となっています。

なお、対象事業実施区域においては、公共下水道事業計画区域外のため下水道は未整備であり、農業集落排水事業区域にも位置していません。

6) 文化財等

(1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺には、4件の文化財が指定されており、対象事業実施区域に最も近い指定文化財として、南南東側約3kmに位置する名称天然記念物の「浄土松山」が挙げられます。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、国指定文化財及び登録文化財は指定されていません。

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地は、95箇所存在しており、対象事業実施区域には、中野在家遺跡が存在しています。

7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策

(1) 大気汚染

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質について定められています。

計画施設であるごみ焼却施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用されます。また、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

さらに、計画施設は、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に定める指定有害物質に係るばい煙指定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、カドミウム及びその化合物、弗素、弗化水素及びその化合物、鉛及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、シアン化水素、砒素及びその化合物、クロム及びその化合物に係る排出基準が定められています。

(2) 騒音

騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域のため類型指定はされていません。

また、特定工場等において発生する騒音の規制基準について、「福島県生活環境の保全等に関する条例」により、対象事業実施区域は第3種区域に該当しています。

(3) 振動

特定工場等において発生する振動の規制基準について、「郡山市振動防止対策指針」により、対象事業実施区域は市指針による規制区域に該当しています。

(4) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域であるため、「郡山市悪臭防止対策指針」における第2種地域の規制基準が適用されます。

(5) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、各公共用水域につき、水域類型及び環境基準が設けられており、逢瀬川の水域類型指定は、生活環境項目：A類型、水生生物保全項目：生物A類型となっています。

また、ダイオキシン類についても環境基準が定められています。

排水水にかかる排水基準については、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」により、全国一律基準よりも厳しい基準が定められています。

計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水は逢瀬川に放流するため、その場合には上記基準が適用されます。

(6) 土壌汚染

環境庁告示により、土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

(7) 地盤沈下

「工業用水法」や「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」により、地域を指定したうえで地盤沈下の防止を図っており、指定地域での揚水機及び揚水施設を用いた地下水の採取を規制していますが、対象事業実施区域及びその周辺は指定地域に該当していません。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

対象事業実施区域及びその周辺に休猟区は指定されていませんが、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（猟銃）に指定された区域が存在します。

なお、対象事業実施区域の一部は特定猟具使用禁止区域（猟銃）に指定されています。

(9) 森林法

対象事業実施区域及びその周辺には国有林、地域森林計画対象民有林及び保安林が存在しています。

なお、対象事業実施区域の一部は、地域森林計画対象民有林に該当しています。

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

対象事業実施区域は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていませんが、その周辺では土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

第4章 対象事業に係る環境影響評価項目の選定

1. 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、福島県環境影響評価技術指針（平成11年6月福島県告示第589号）の別表第1の参考項目（以下「指針別表第1」といいます。）を基に、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案して選定しました。

選定結果は表4-1に示すとおりであり、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の13項目を選定しました。

表 4-1 環境影響評価項目の選定

環境要素の区分 (細区分)			影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	車両の走行等の	資材の運搬等の	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設	施設の稼働	廃棄物運搬車両の		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○		
			硫黄酸化物					○			
			浮遊粒子状物質		◎			○	◎		
			粉じん等	○	×			×	×		
			有害物質等					○			
	騒音	騒音	○	○			○	○			
		振動	○	○			○	○			
		悪臭					○				
	水環境	水質	水の濁り			○		○			
			水の汚れ				×	○			
有害物質等							○				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×					
	土壌	土壌汚染					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	×	◎				
	植物	重要な種及び群落			○	×	◎				
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	×	◎				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○	○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物			○		○				
		建設工事に伴う副産物			○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		×	×	×						

○：指針別表第1で影響要因の区分の項に各要因により影響を受けるおそれがあるものとされている項目のうち、選定した項目であることを示す。

◎：○に該当しないが、自主的に選定する項目

×：指針別表第1で影響を受けるおそれがあるものとされている項目であるが選定しなかった項目

2. 選定理由または選定しなかった理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表 4-2 に、選定しない理由は表 4-3 に示します。

表 4-2(1/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分		選定した理由
大気質	窒素酸化物	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う排ガス、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる窒素酸化物の発生が考えられるため選定しました。
			資材運搬等の車両の走行	
	土地又は工作物の存在及び供用		施設の稼働	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙、廃棄物運搬車両の走行に伴う排ガスによる窒素酸化物の発生が考えられるため選定しました。
			廃棄物運搬車両の走行	
	硫黄酸化物	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定しました。
	浮遊粒子状物質	工事の実施	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定しました。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働
		廃棄物運搬車両の走行		
粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働による粉じんの発生が考えられるため選定しました。	
有害物質等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙による有害物質（ダイオキシン類、塩化水素、水銀）の発生が考えられるため選定しました。	
騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定しました。
			資材運搬等の車両の走行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定しました。
			廃棄物運搬車両の走行	
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定しました。
			資材運搬等の車両の走行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定しました。
			廃棄物運搬車両の走行	
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙による悪臭の発生、施設からの悪臭の漏洩が考えられるため選定しました。
水質	水の濁り	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため選定しました。
			土地又は工作物の存在及び供用	
	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流するケースが考えられるため選定しました。

表 4-2(2/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分		選定した理由
土壌	土壌汚染	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定しました。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の施工により、重要な種及び注目すべき生息地の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定しました。
			資材運搬等の車両の走行	
造成等の施工による一時的な影響				
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水とともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流するケースが考えられることから、水系に生息する動物への影響が想定されるため選定しました。
植物	重要な種及び群落	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴う濁水の影響により、逢瀬川など河道内の重要な種及び群落の生育環境の変化が考えられるため選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水とともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流するケースが考えられることから、水系に生育する植物への影響が想定されるため選定しました。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の施工により、地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定しました。
			資材運搬等の車両の走行	
造成等の施工による一時的な影響				
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水とともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流するケースが考えられることから、生態系への影響が想定されるため選定しました。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	計画施設の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の変化が考えられるため選定しました。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行、造成等の施工により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への交通手段の阻害、利用環境の変化が考えられるため選定しました。
			造成等の施工による一時的な影響	
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	計画施設の存在、計画施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定しました。
施設の稼働				
			廃棄物運搬車両の走行	
廃棄物等	廃棄物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定しました。
	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工（掘削工事等）に伴う残土の発生が考えられるため選定しました。
温室効果ガス等	二酸化炭素	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	計画施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定しました。

表 4-3 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分		選定しない理由
大気質	粉じん等	工事の実施	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、車輪・車体に付着した土砂等を十分除去した後に退出すること、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しませんでした。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働により発生する粉じんとしては、主として煙突からのばい煙による影響が想定されること並びに計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生に由来する粉じんは、浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しませんでした。
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両は、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しませんでした。
水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域はすでに造成された更地であり、大規模な地形改変を伴うものではない。また、施設の存在による影響要因も考えられないため選定しませんでした。
地形及び地質	重要な地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域はすでに造成された更地であり、重要な地形及び地質も存在しないため選定しませんでした。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域はすでに造成された更地であり、重要な種及び注目すべき生息地となっていないことから選定しませんでした。
植物	重要な種及び群落	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域はすでに造成された更地であり、重要な種及び群落の生育環境となっていないことから選定しませんでした。
生態系	地域を特徴づける生態系	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域はすでに造成された更地であり、地域を特徴づける生態系となっていないことから選定しませんでした。
放射線の量		建設機械の稼働		対象事業実施区域は、「原子力災害対策特別措置法」第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）に該当しませんでした。また、対象事業実施区域周辺における放射線量の調査結果は、国が示す目標値（0.23μSv/h）を下回っていることから選定しませんでした。
		資材運搬等の車両の走行		
		造成等の施工による一時的な影響		

第5章 調査、予測及び評価の方法

選定した環境影響評価項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、福島県環境影響評価技術指針（平成11年6月福島県告示第589号）に基づき選定した調査、予測及び評価の方法を以下の表5-1～13に、調査例を以下の写真5-1～5に示します。

なお、調査については、対象事業実施区域周辺で実施する現地調査の内容について示し、現地調査を実施しない「廃棄物等」、「温室効果ガス等」については、予測及び評価のみを示します。

表 5-1(1/3) 調査、予測及び評価方法（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀 ・粉じん等（降下ばいじん） 	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="margin: 0;">環境大気</p> <ul style="list-style-type: none"> <調査地点> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内1地点及びその周辺4地点の計5地点(図5-1(1/2)参照) <調査期間、時期等> <ul style="list-style-type: none"> 4季に各1週間の連続調査とします。 <調査項目・調査方法> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号） ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁） ・水銀：「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成31年3月（令和6年3月改訂）環境省） ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」（（社）日本環境測定分析協会） デボジットゲージ法又はガスジャージャー法による測定方法(30日間調査) (対象事業実施区域内1地点のみとします。) </div> <div> <p style="margin: 0;">沿道大気</p> <ul style="list-style-type: none"> <調査地点> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両主要走行ルート上の3地点(図5-1(2/2)参照) <調査期間、時期等> <ul style="list-style-type: none"> 4季に各1週間の連続調査とします。 <調査項目・調査方法> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） </div> </div>



写真 5-1(1/2) 大気質調査例

表 5-1(2/3) 調査、予測及び評価方法（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
気象の状況 〔地上気象〕 ・風向、風速 ・日射量、放射収支量 （大気安定度） ・気温、湿度 〔上層気象〕 ・気温 ・風向、風速	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域内の1地点(図5-1(1/2)参照) ・上層気象：対象事業実施区域内の1地点(図5-1(1/2)参照) <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続、 ・上層気象：4季各1週間(原則1日あたり8回)の調査とします。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」（平成16年気象庁）に準拠した方法
道路交通の状況 ・走行速度 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 <調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の3地点(図5-1(2/2)参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の3地点(図5-1(2/2)参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：ビデオ撮影又はカウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）、廃棄物運搬車両とします。

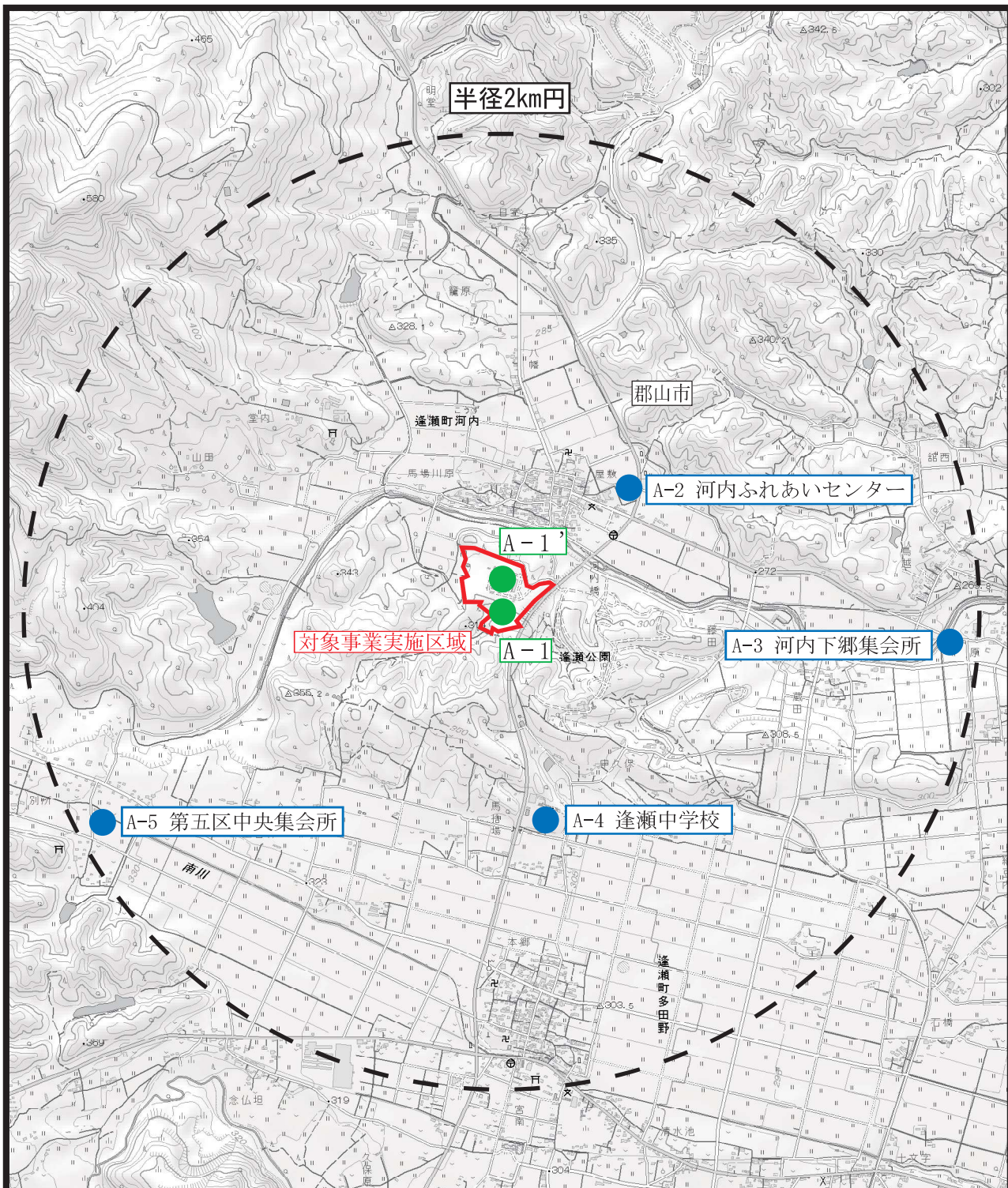


【地上気象】



【上層気象】

写真 5-1(2/2) 地上気象、上層気象調査例



凡例



: 対象事業実施区域



: (A-1) 環境大気・地上気象(風向・風速を除く)・上層気象調査地点



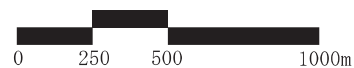
: (A-1') 地上気象(風向・風速)調査地点



: 環境大気調査地点

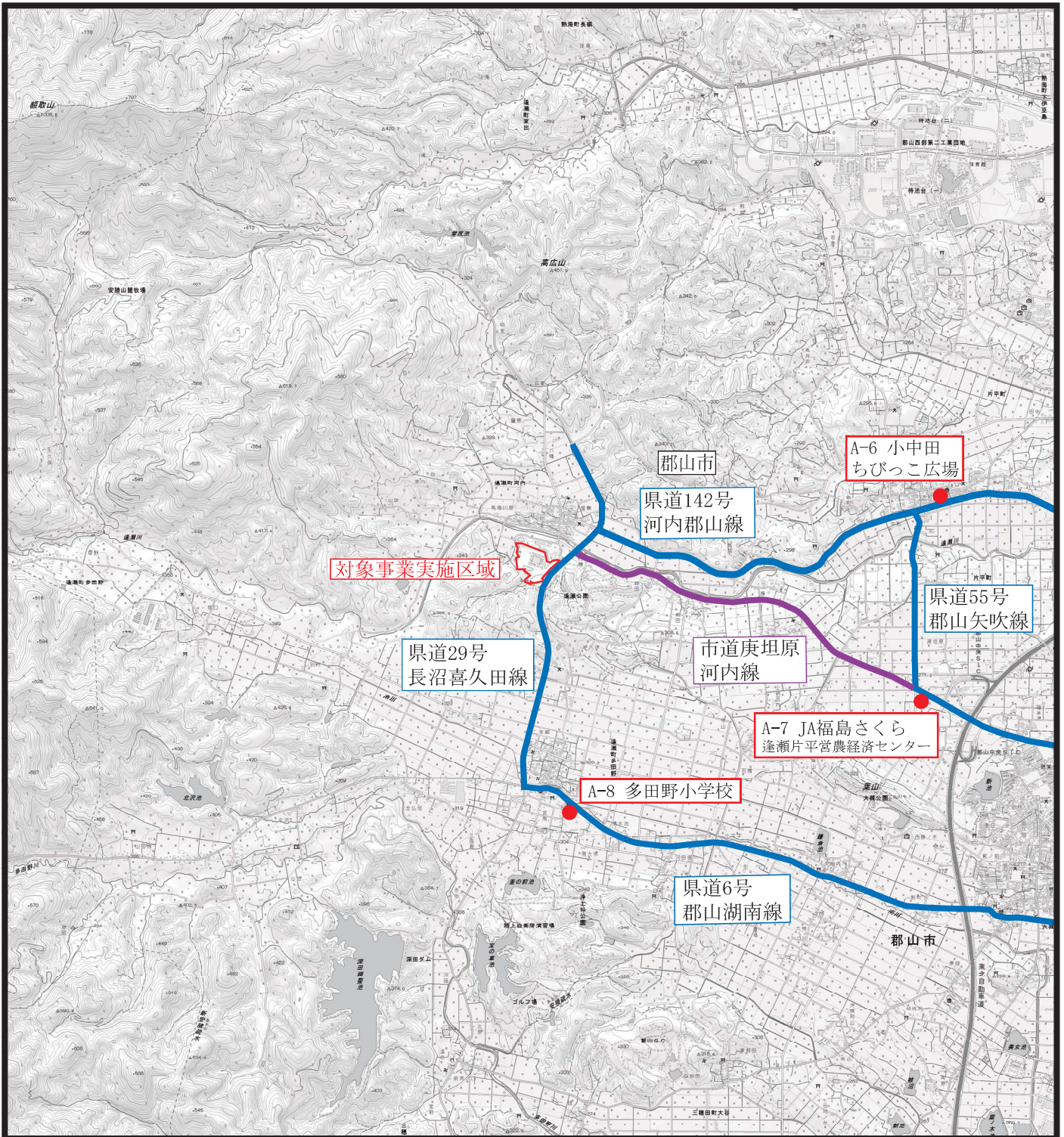


S = 1:25,000







「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-1(1/2) 環境大気・地上気象・
上層気象調査地点



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 沿道大気調査地点
-  : 想定主要走行ルート (県道)
-  : 想定主要走行ルート (市道)



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-1(2/2) 沿道大気調査地点

表 5-1(3/3) 調査、予測及び評価方法（大気質）

予 測 ・ 評 価			
環境影響要因	予測手法等	評価手法	
工事の実施	建設機械の稼働 (二酸化窒素)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準（環境基本法） ・ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修） 参考値
	建設機械の稼働 (粉じん)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測します。または、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所及び(独)土木研究所編集・発行)を用いて定量的に予測します。 	
	資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の走行による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-1(2/2)参照)。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準（環境基本法）
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺とし、影響が最大となる地点を含む範囲とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式及び地形影響を考慮したERT PSDMモデルを用いた拡散シミュレーションにより年平均濃度を予測します。 ・ 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀とします。 ・ 短時間高濃度：ブルーム・パフ式による拡散シミュレーションにより高濃度となる1時間値(大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時)を予測します。 ・ 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、及び塩化水素とします。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準（環境基本法） ・ 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号（塩化水素）今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)(平成15年中央環境審議会)(水銀)
	廃棄物運搬車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両の主要走行ルートとします(図5-1(2/2)参照)。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	

表 5-2(1/2) 調査、予測及び評価方法（騒音）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	環境騒音 <調査地点> ・対象事業実施区域2地点(東側、西側)及びその周辺1地点(図5-2(1/2)参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号) ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める方法 ・「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
	道路交通騒音 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 3地点(図5-2(2/2)参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号)
道路交通の状況 ・走行速度 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 <調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 3地点(図5-2(2/2)参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 3地点(図5-2(2/2)参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：ビデオ撮影又はカウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）、廃棄物運搬車両とします。

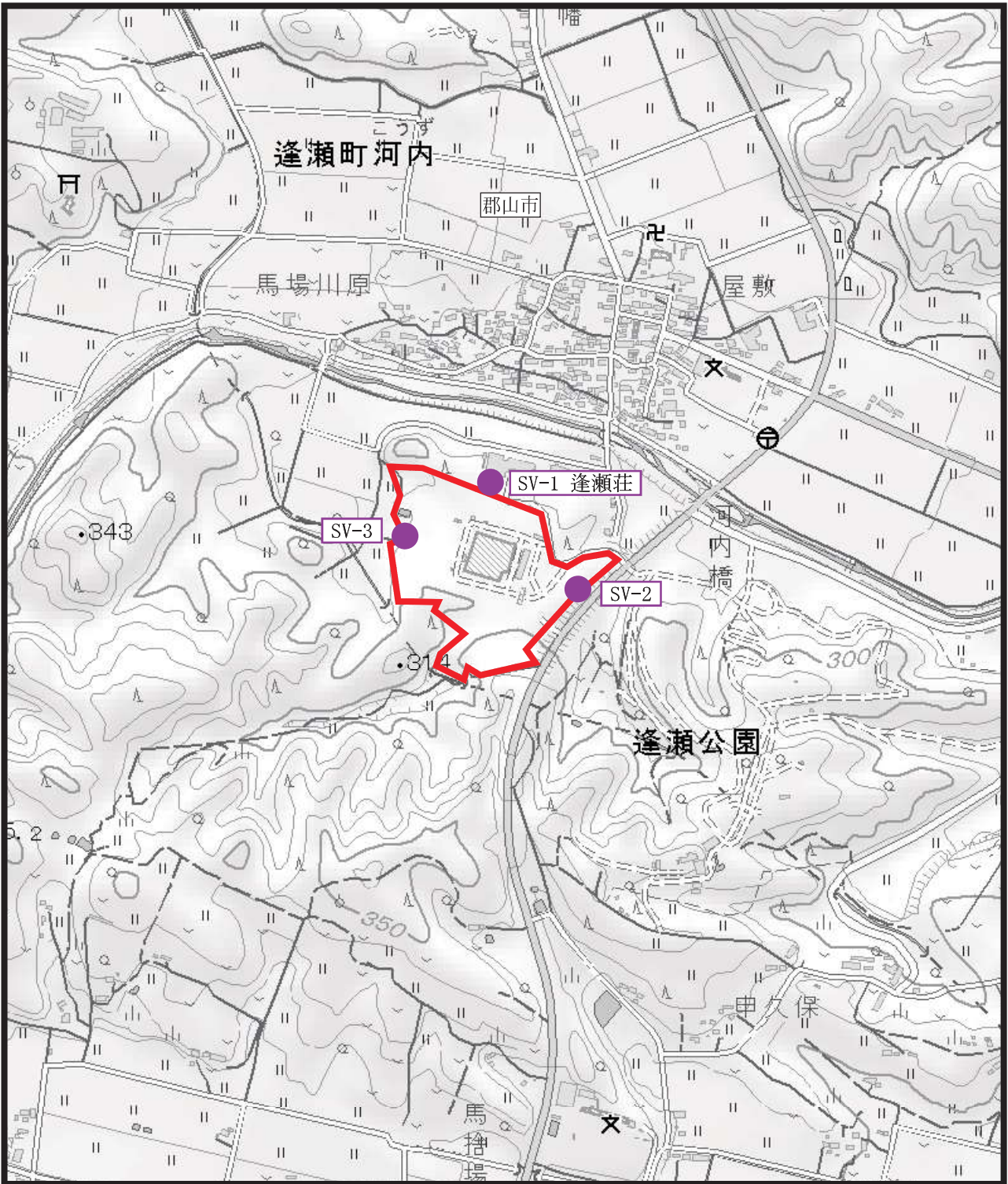


【騒音、振動】



【交通量、走行速度】

写真 5-2 騒音、振動、交通量、走行速度調査例



凡例



: 対象事業実施区域



: 環境騒音調査地点

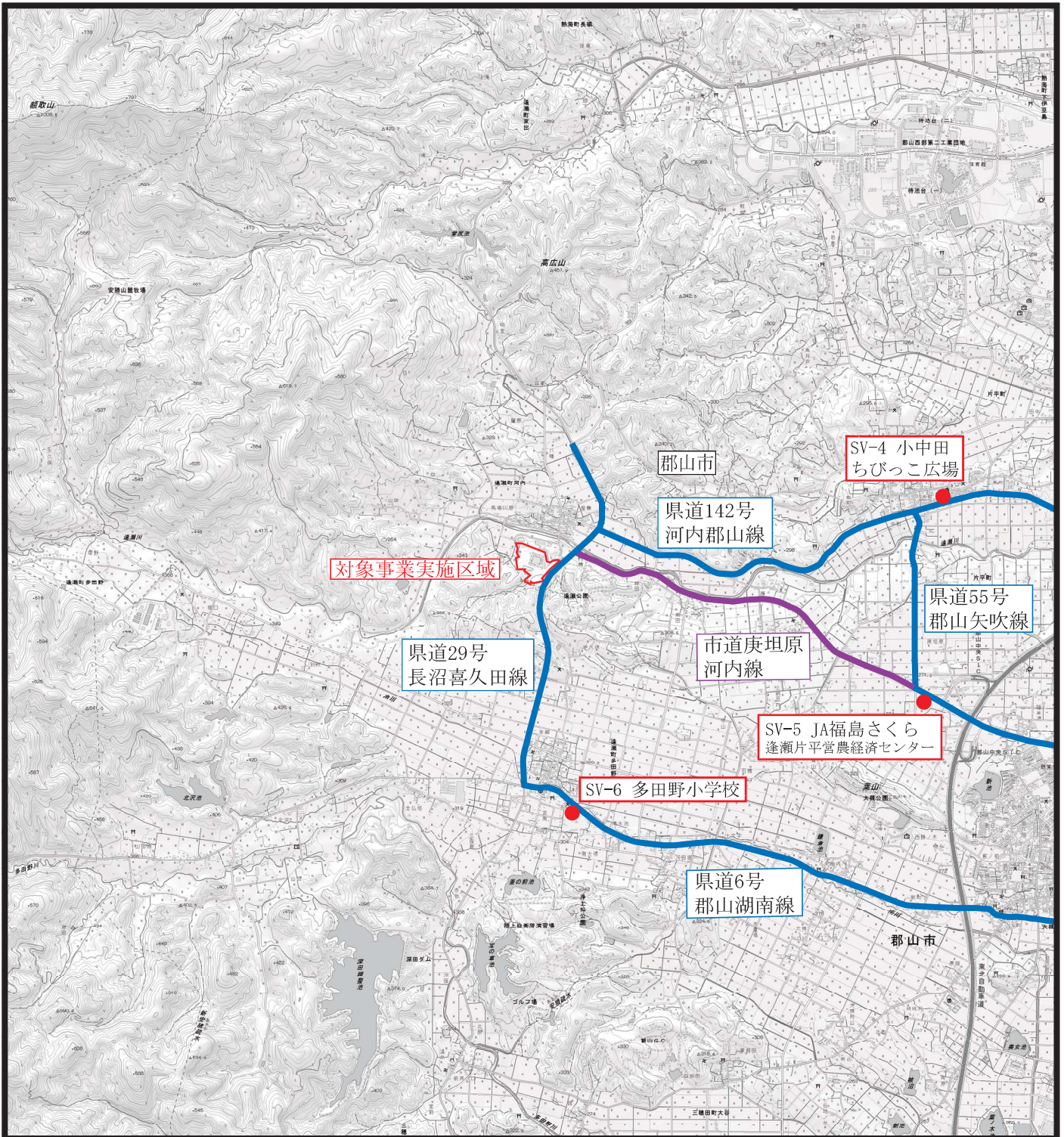


S = 1:10,000







「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-2(1/2) 環境騒音調査地点



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 道路交通騒音調査地点
-  : 想定主要走行ルート (県道)
-  : 想定主要走行ルート (市道)



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-2(2/2) 道路交通騒音調査地点

表 5-2(2/2) 調査、予測及び評価方法（騒音）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法） ・騒音に係る環境基準（環境基本法） ・工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法）
	<予測対象> ・建設作業騒音レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <予測方法> ・工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測します。	
土地又は工作物の存在及び供用	資材運搬等の車両の走行	
	<予測対象> ・道路交通騒音レベル <予測時期> ・資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とします。 <予測地点> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-2(2/2)参照)。 <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2023」((社)日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測します。	
	<予測対象> ・施設騒音レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <予測方法> ・施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測します。	
	廃棄物運搬車両の走行	<予測対象> ・道路交通騒音レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・廃棄物運搬車両の主要走行ルートとします(図5-2(2/2)参照)。 <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2023」((社)日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測します。

表 5-3(1/2) 調査、予測及び評価方法（振動）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
振動の状況 ・環境振動の振動レベル ・道路交通の振動レベル	環境振動 <調査地点> ・対象事業実施区域 2 地点(東側、西側)及びその周辺 1 地点 (環境騒音と同一地点 図5-2(1/2)参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ 1 日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「JIS Z 8735:1981 振動レベル測定方法」
	道路 交通 振動 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 3 地点(道路交通騒音と同一地点 図5-2(2/2)参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ 1 日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「JIS Z 8735:1981 振動レベル測定方法」
道路交通の状況 ・走行速度 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 <調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 3 地点(図5-2(2/2)参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 3 地点(図5-2(2/2)参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ 1 日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：ビデオ撮影又はカウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）、廃棄物運搬車両とします。

表 5-3(2/2) 調査、予測及び評価方法（振動）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。 ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<予測対象> ・建設作業振動レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <予測方法> ・「工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測します。	
土地又は工作物の存在及び供用	資材運搬等の車両の走行	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。 ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・資材運搬等の車両の走行による振動の影響が最大となる時期とします。 <予測地点> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-2(2/2)参照)。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所及び(独)土木研究所編集・発行)に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算により予測します。	
	施設の稼働	
	<予測対象> ・施設振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <予測方法> ・施設の稼働による振動レベルを把握し、伝搬理論式により予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。 ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・廃棄物運搬車両の主要走行ルートとします(図5-2(2/2)参照)。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土技術政策総合研究所及び(独)土木研究所編集・発行)に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算により予測します。	

表 5-4(1/2) 調査、予測及び評価方法（悪臭）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 ^注 22項目 ・ 臭気指数(臭気濃度)	<調査地点> ・ 現有施設の敷地境界(風上、風下)の2地点 ・ 対象事業実施区域周辺の4地点(臭気指数のみの調査とします。)(大気質のA-2, 3, 4, 5と同様)(図5-3参照) <調査期間、回数> ・ 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季とします。 <調査方法> ・ 特定悪臭物質濃度:「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告第9号) ・ 臭気指数:「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環告第63号)

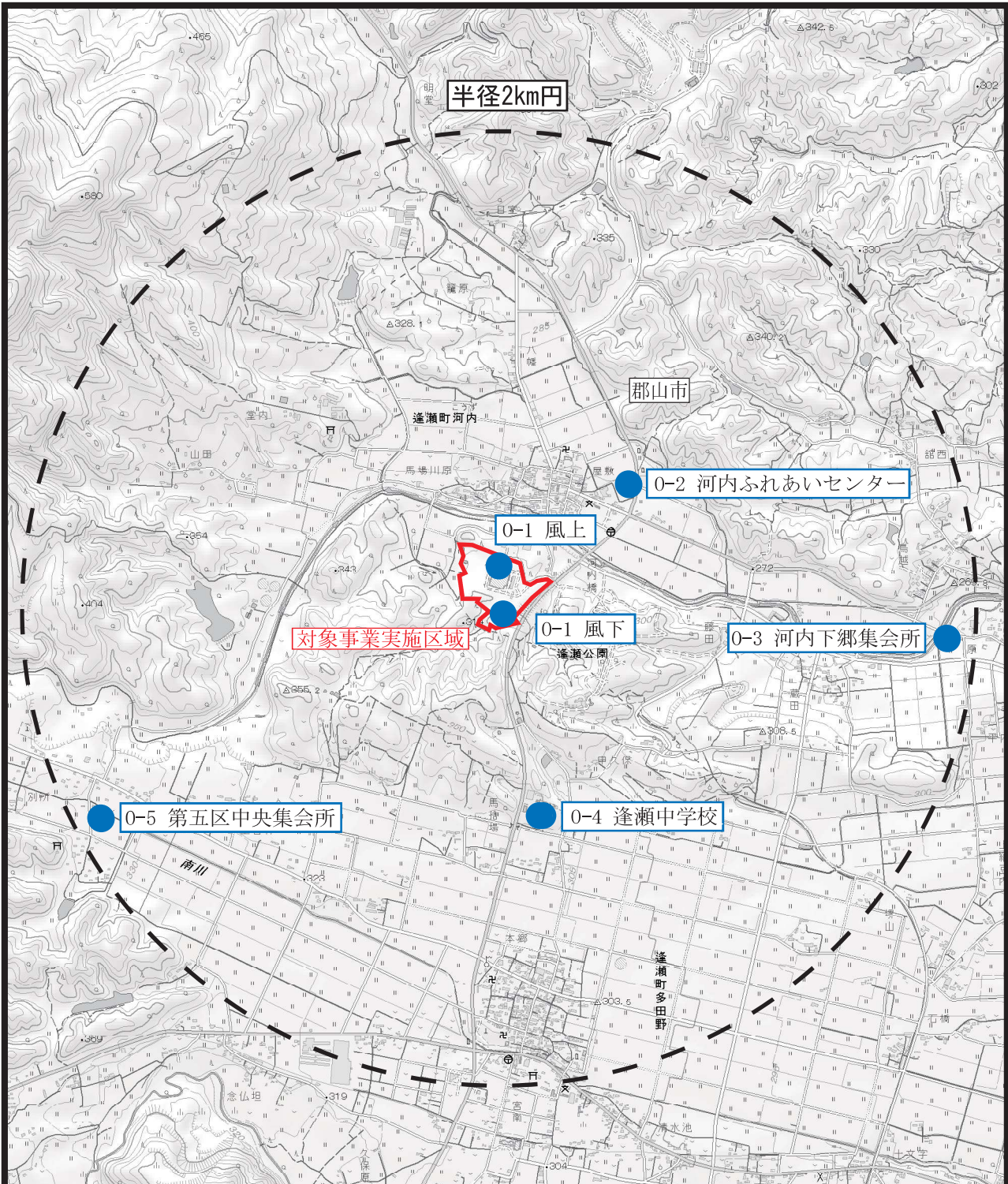
注：特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレアルデヒド、イソバレアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸




写真 5-3 悪臭調査例

表 5-4(2/2) 調査、予測及び評価方法（悪臭）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働(排出ガス)(臭気の漏洩)	<予測対象> ・ 特定悪臭物質 ・ 臭気指数 <予測時期> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・ 対象事業実施区域周辺とし、影響濃度が最大となる地点を含む範囲とします(現地調査地点を含む)。 <予測方法> ・ 煙突排ガスによる影響は、臭気指数等についてブルーム式による拡散シミュレーションにより予測します。 ・ 臭気の漏洩については、悪臭対策等の事業計画の内容を明らかにするとともに、類似事例等を参照して予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す規制基準等との整合性が図られていること。 ・ 敷地境界における規制基準(参考)(悪臭防止法) ・ 敷地境界、気体排出口における規制基準(郡山市悪臭防止対策指針)



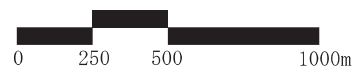
凡例

 : 対象事業実施区域

 : 悪臭調査地点



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-3 悪臭調査地点

表 5-5(1/2) 調査、予測及び評価方法（水質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
水の汚れ 有害物質等 (平常時) ・一般観測項目 ^{注1} ・生活環境項目等 ^{注2} ・健康項目 ^{注3} ・ダイオキシン類	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 1 地点(図5-4参照) <調査期間、時期等> ・一般観測項目、生活環境項目等：4 季に各 1 回とします。 ・健康項目、ダイオキシン類：夏季、冬季に各 1 回とします。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・「JIS K 0312:2020 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」 ・可搬式流速計等を用いる断面法によります。
水の濁り (降雨時) ・一般観測項目 ^{注1} ・浮遊物質量 (SS) ・pH	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 1 地点(図5-4参照) <調査期間、時期等> ・降雨時 2 回 (各回 3 試料採取) <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等によります。
土砂の性状 (沈降特性) ・浮遊物質量 (SS)	<調査地点> ・対象事業実施区域内の 2 地点 <調査期間、時期等> ・土壌調査等にあわせて実施 (1 回) <調査方法> ・土壌試料を用いて調製した懸濁液のSSと静置 (経過) 時間との近似式を求めます。

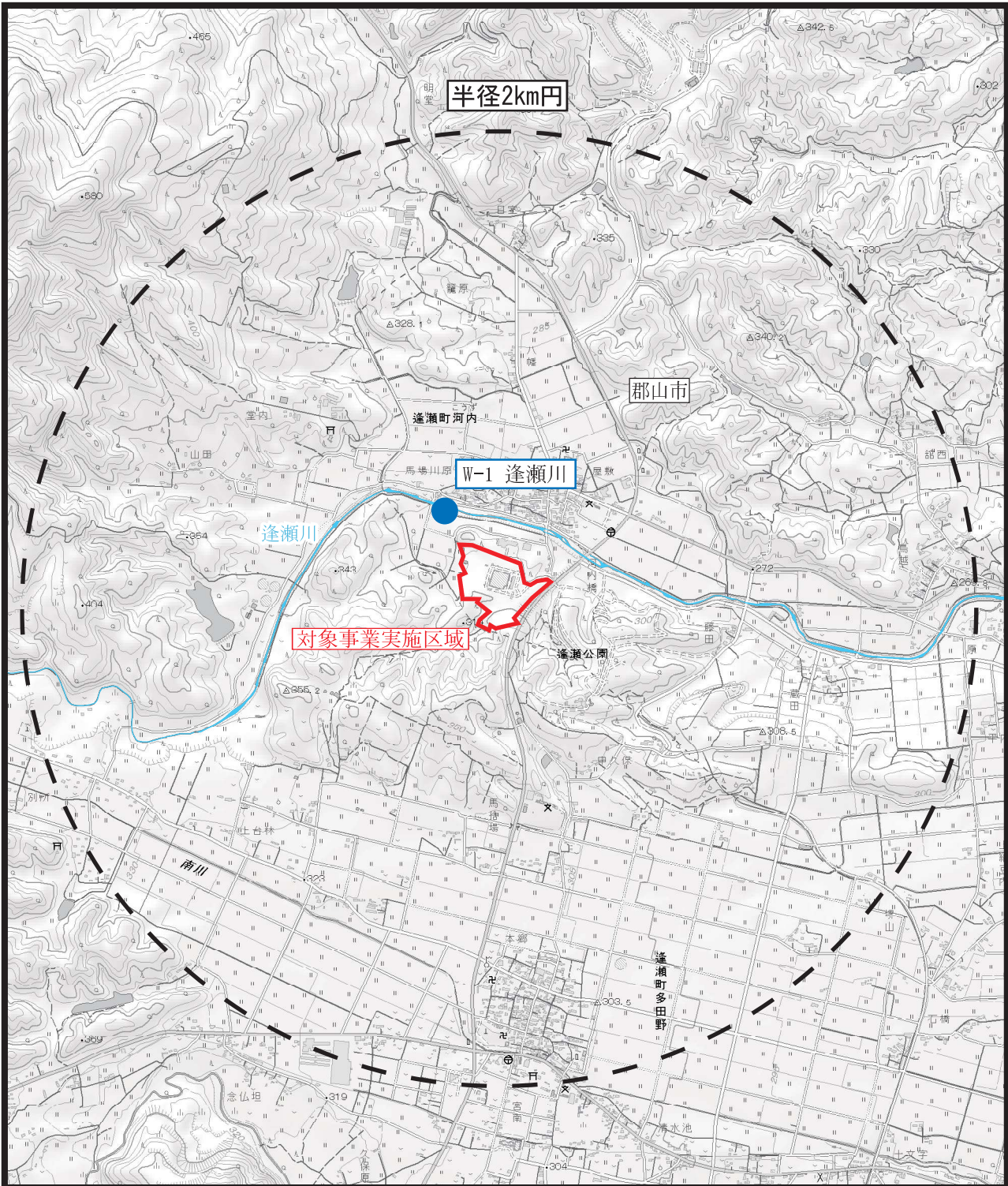
注1：一般環境項目 水温、気温、臭気、外観、透視度、流量

注2：生活環境項目等 水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、大腸菌数、溶存酸素 (DO)、全窒素 (T-N)、全リン (T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩


注3：健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン


表 5-5(2/2) 調査、予測及び評価方法（水質）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施 造成等の施工による一時的な影響	<予測対象> ・浮遊物質量 (SS) <予測時期> ・造成等の施工時とします。 <予測地点> ・工事中雨水の逢瀬川合流先及びその下流とします。 (現地調査地点と同様とします。)(図5-4参照) <予測方法> 浮遊物質量 (SS) ・工事計画、土壌沈降試験結果、濁水防止対策の内容を参照し、これまでの降雨状況を踏まえて、発生する濁水量を求め、単純混合式等により予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・水質汚濁に係る環境基準 (生活環境の保全に関する環境基準) (河川) (環境基本法)
土地又は工作物の存在及び供用 施設の稼働 地形改変及び施設 の存在	<予測対象> ・浮遊物質量 (SS) ・生物化学的酸素要求量 (BOD) ・健康項目 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・排水の逢瀬川合流先及びその下流とします。 <予測方法> ・事業計画より想定される排水量、排水濃度を設定し単純混合式等により予測します。 ・健康項目については、事業計画、類似事例等を参照して定性的に予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・水質汚濁に係る環境基準 (生活環境の保全に関する環境基準) (河川) (環境基本法)



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 主要な河川

 : 水質調査地点



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-4 水質調査地点

表 5-6(1/2) 調査、予測及び評価方法（土壌）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
土壌の状況 ・環境基準項目 ^注 ・ダイオキシン類	<調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点(図5-5参照) ただし、対象事業実施区域周辺 4 地点はダイオキシン類のみの調査とします。 <調査期間、時期等> ・1回とします。 <調査方法> ・「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号） ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）

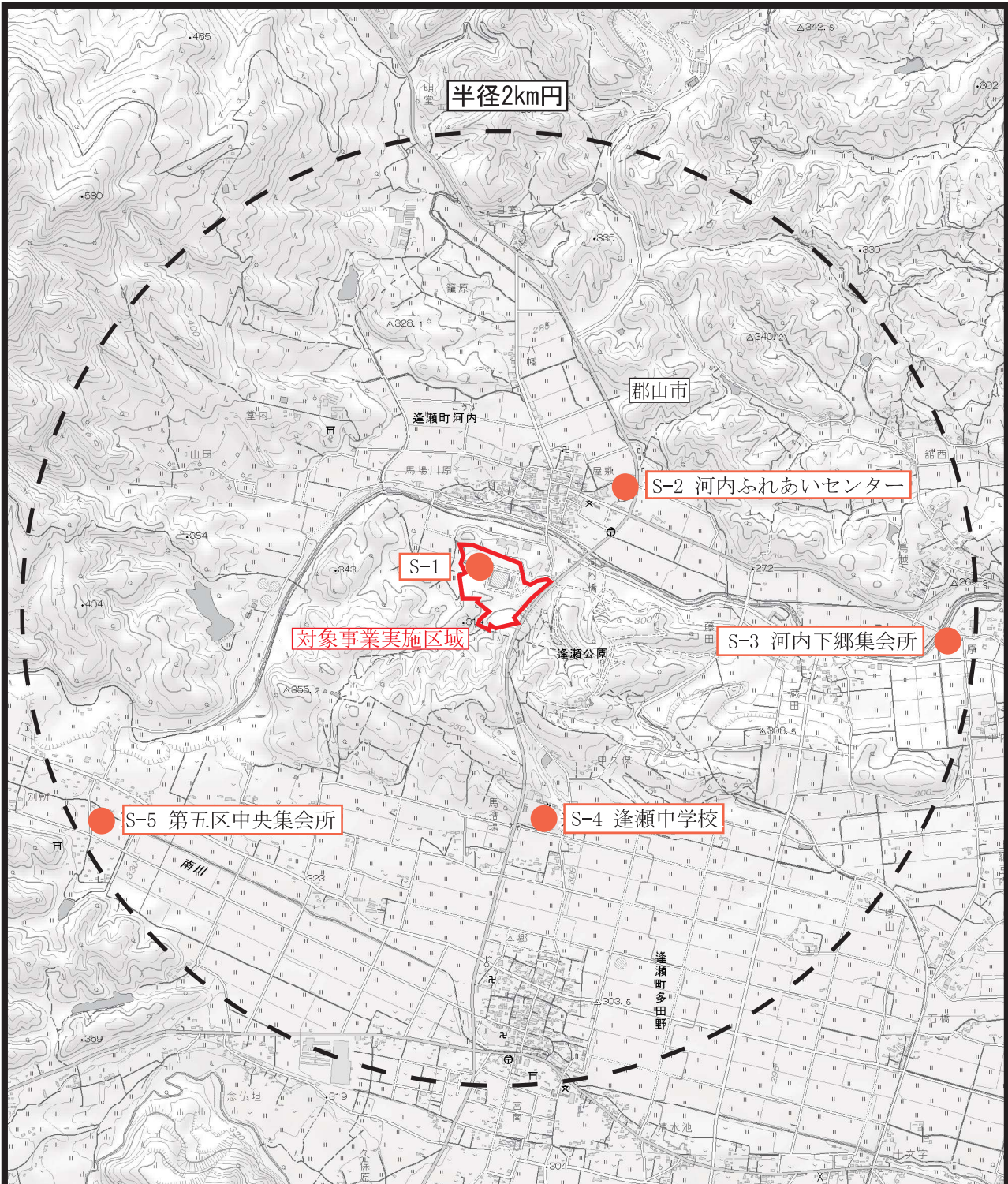
注：環境基準項目 カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン




写真 5-4 土壌調査例


表 5-6(2/2) 調査、予測及び評価方法（土壌）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工供作用物の存在及び	<予測対象> ・ダイオキシン類 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域内を除く現地調査地点（4地点）とします。 <予測方法> ・大気質の予測結果、類似事例等を参照して予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準との整合性が図られていること。 ・ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法）



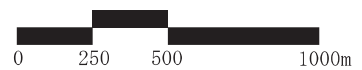
凡例

 : 対象事業実施区域

 : 土壌調査地点



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

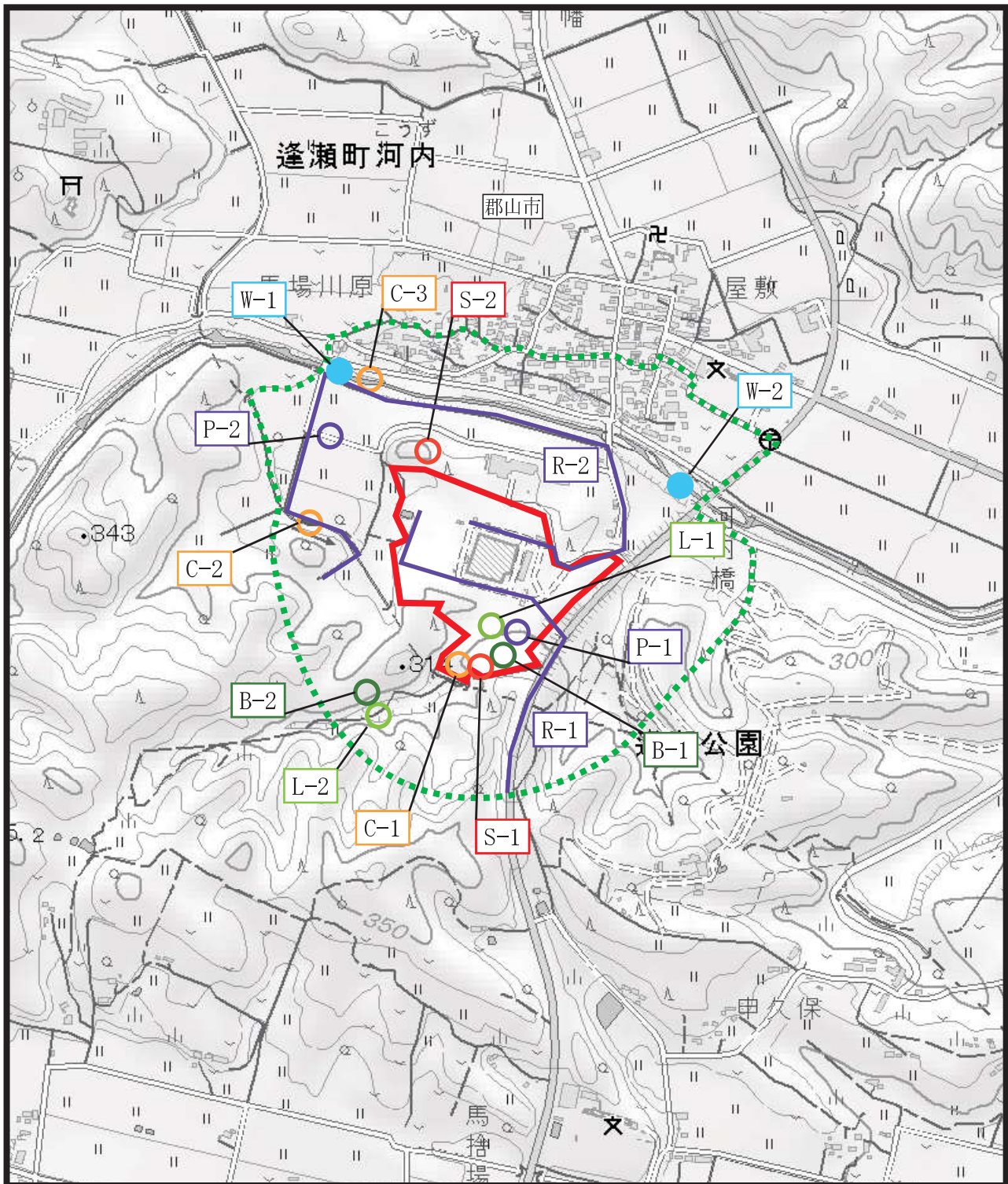
図5-5 土壌調査地点

表 5-7(1/2) 調査、予測及び評価方法（動物）

調 査																												
調 査 対 象	調 査 手 法 等																											
動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・両生類 ・爬虫類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物 ・猛禽類	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(魚類、底生動物、猛禽類を除く)。魚類、底生動物は逢瀬川とします。 <p>(図5-6参照)</p> <p><調査期間、回数及び方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査時期・回数</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回</td> <td>任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）、夜間調査</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td></td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回</td> <td>タモ網、投網、セルピン、カゴ網によ る捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集</td> </tr> <tr> <td>猛禽類^注</td> <td>2営巣季 行動圏調査（3回/年:12~2月）、 営巣場所調査（5回/年:3~7月）、 繁殖状況調査（3回/年:9~11月）</td> <td>「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについ て-平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とします。</p>	調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法	鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）、夜間調査	両生類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査	爬虫類		直接観察法	昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法	魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回	タモ網、投網、セルピン、カゴ網によ る捕獲調査	底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集	猛禽類 ^注	2営巣季 行動圏調査（3回/年:12~2月）、 営巣場所調査（5回/年:3~7月）、 繁殖状況調査（3回/年:9~11月）	「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについ て-平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠
調査項目	調査時期・回数	調査方法																										
哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法																										
鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）、夜間調査																										
両生類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査																										
爬虫類		直接観察法																										
昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法																										
魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回	タモ網、投網、セルピン、カゴ網によ る捕獲調査																										
底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集																										
猛禽類 ^注	2営巣季 行動圏調査（3回/年:12~2月）、 営巣場所調査（5回/年:3~7月）、 繁殖状況調査（3回/年:9~11月）	「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについ て-平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠																										
重要な種の状況	重要な種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにします。																											
生息環境の状況	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにします。																											

表 5-7(2/2) 調査、予測及び評価方法（動物）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえて保全すべき種への環境影響を的確に把握し、実施することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。
の土存地在又は及び工供作用物	<p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、重要な種、生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析によりします。 	



- 凡例
- : 対象事業実施区域
 - : 調査範囲
- 【哺乳類】
- : シャーマントラップ法調査地点
 - : 無人撮影法調査地点
 - : 魚類・底生動物調査地点
- 【鳥類】
- : 定点センサス法調査地点
 - : ルートセンサス法調査地点
- 【昆虫類】
- : ライトトラップ法調査地点
 - : ベイトトラップ法調査地点
- 【魚類・底生動物】
- : 魚類・底生動物調査地点

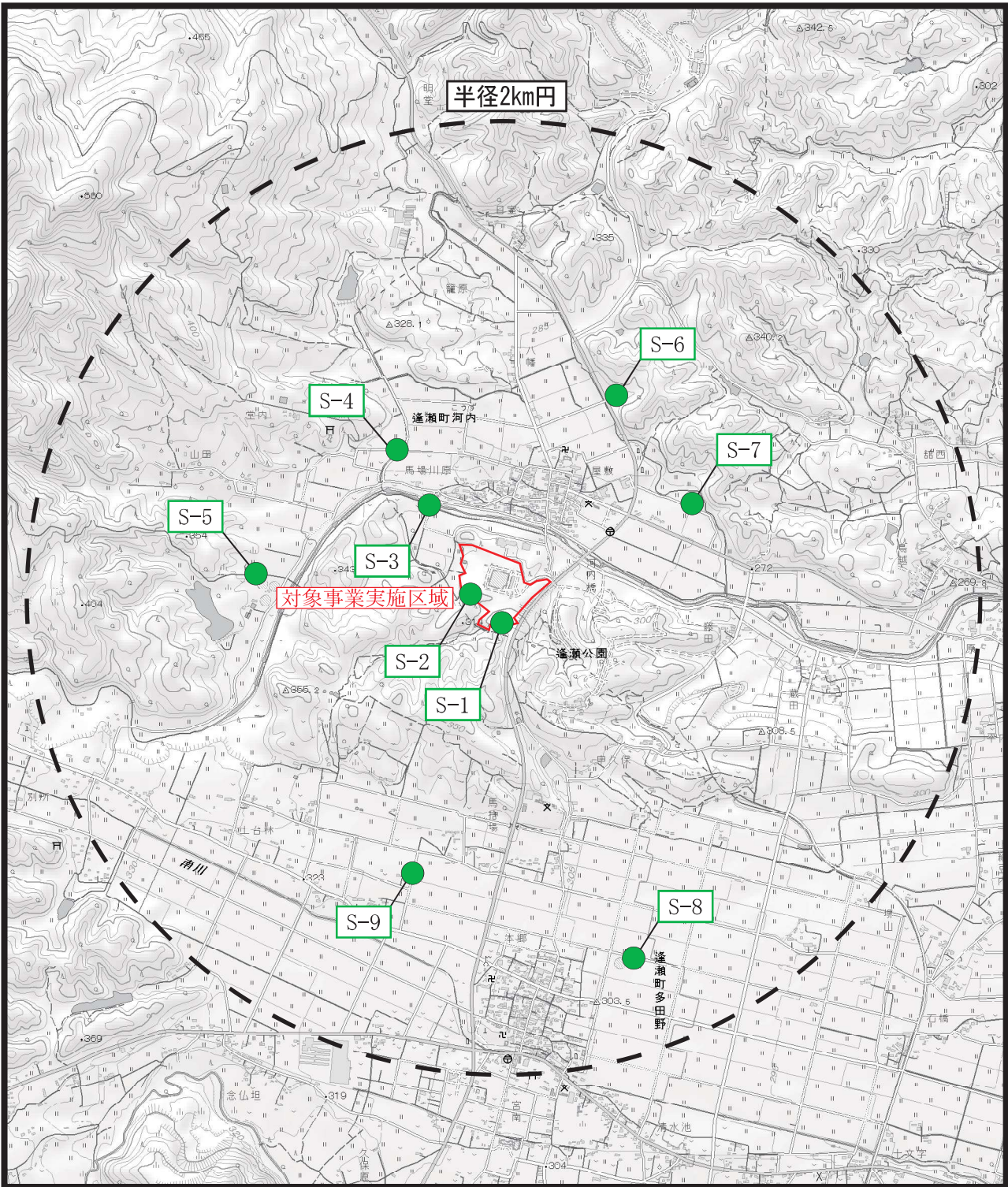


S = 1:10,000




「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-6(1/2) 動物調査地点



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 猛禽類調査地点(定点)



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-6(2/2) 猛禽類調査地点



哺乳類調査状況（無人撮影法、シャーマントラップ法）



鳥類調査状況（定点センサス法、ルートセンサス法）



両生類・爬虫類調査状況（直接観察法）



昆虫類調査状況（ライトトラップ法）



魚類調査状況（投網）



猛禽類調査状況

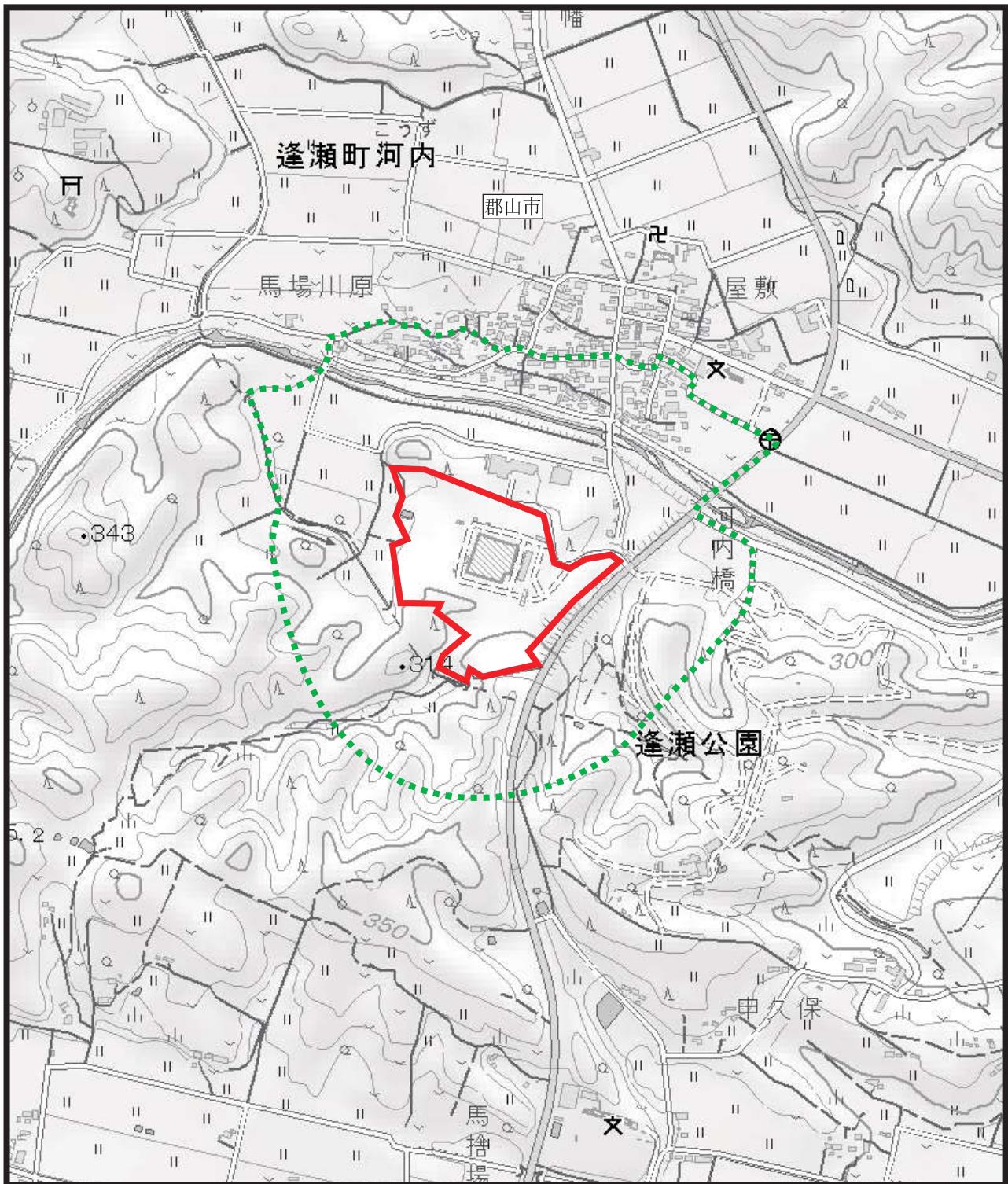
写真 5-5 動物調査例

表 5-8(1/2) 調査、予測及び評価方法 (植物)

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
植物相・植生の状況 植物群落 大径木	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(図5-7参照)。 <p><調査期間、回数></p> <p>植物相</p> <ul style="list-style-type: none"> 早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とします。 <p>植生</p> <ul style="list-style-type: none"> 春 4月中旬-5月中旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録します。 現存植生：植物社会学的手法(ブラウン-ブランケの全推定法)に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成します。 群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握します。 潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生(二次林の林床に生育します自然構成種の芽生え・残存木等)の分布と立地条件を確認します。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成します。
重要な種、群落の分布、生育の状況	保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにします。
生育環境の状況	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにします。

表 5-8(2/2) 調査、予測及び評価方法 (植物)

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえて保全すべき種及び群落への環境影響を的確に把握することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、重要な種の生育環境や群落の生育地が変化する程度を把握し、事例の引用又は解析によります。 	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。
の土 存地 在又 及び 工 供 作 用 物	<p>施設の稼働</p>	



凡例



: 対象事業実施区域



: 植物調査範囲



S = 1:10,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

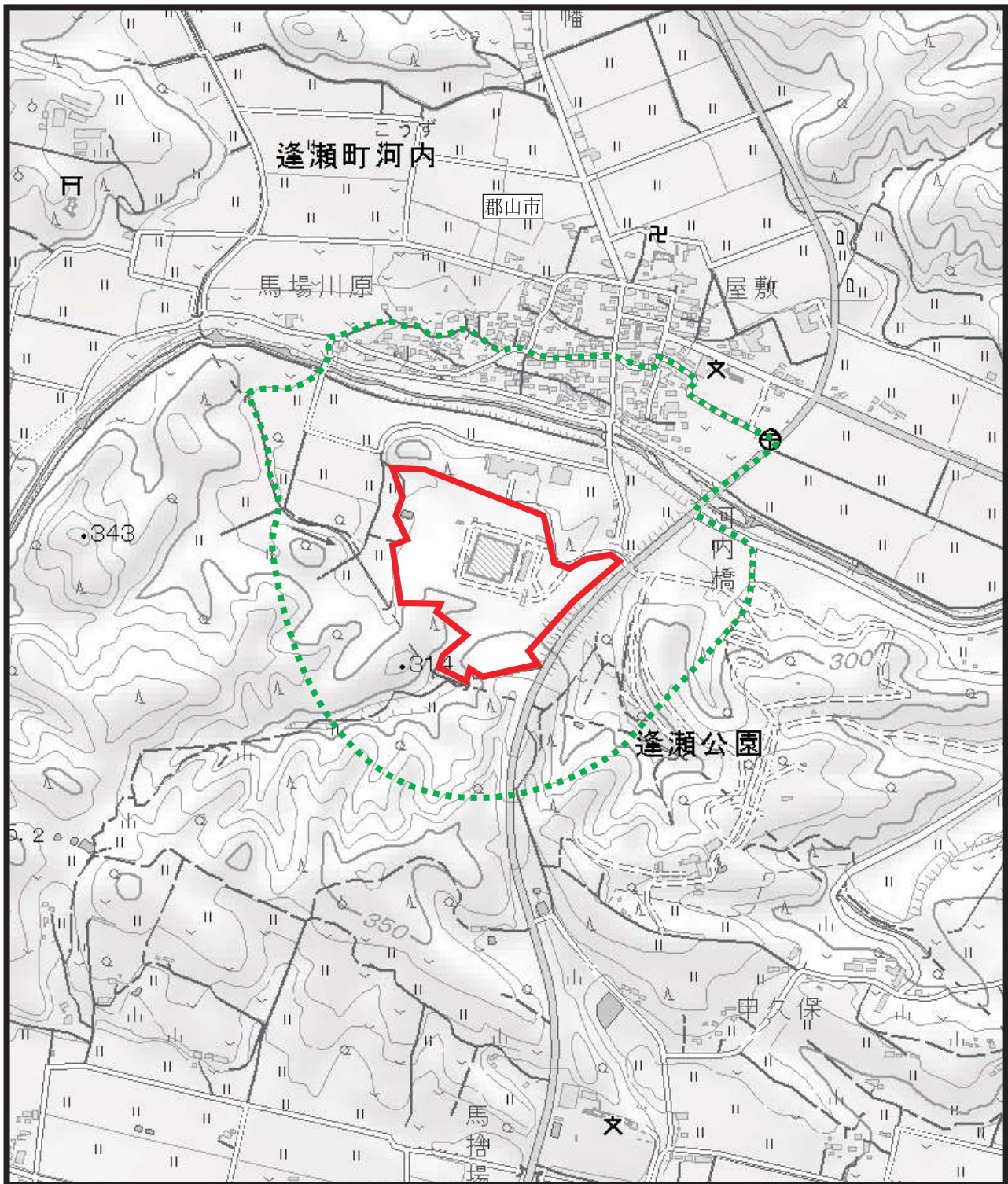
図5-7 植物調査範囲

表 5-9(1/2) 調査、予測及び評価方法（生態系）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
地域を特徴づける生態系	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とします(図5-8参照)。(猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果によります。) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一としますが、必要に応じて適宜追加することとします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理します。

表 5-9(2/2) 調査、予測及び評価方法（生態系）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施 建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の施工によ る一時的な影響	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を特徴づける生態系の注目種と関係種との関係への影響の程度、注目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を的確に把握することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析によります。 注目種・群集等の状況については、「環境アセスメント技術ガイド 生態系」(財)自然環境研究センター等の資料並びに動物及び植物の現地調査結果を元に、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について、類似事例等を参考に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p>
土地 在又は 及び工 供作 用の 存	<p>施設の稼働</p>	



凡例



: 対象事業実施区域



: 生態系調査範囲



S = 1:10,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

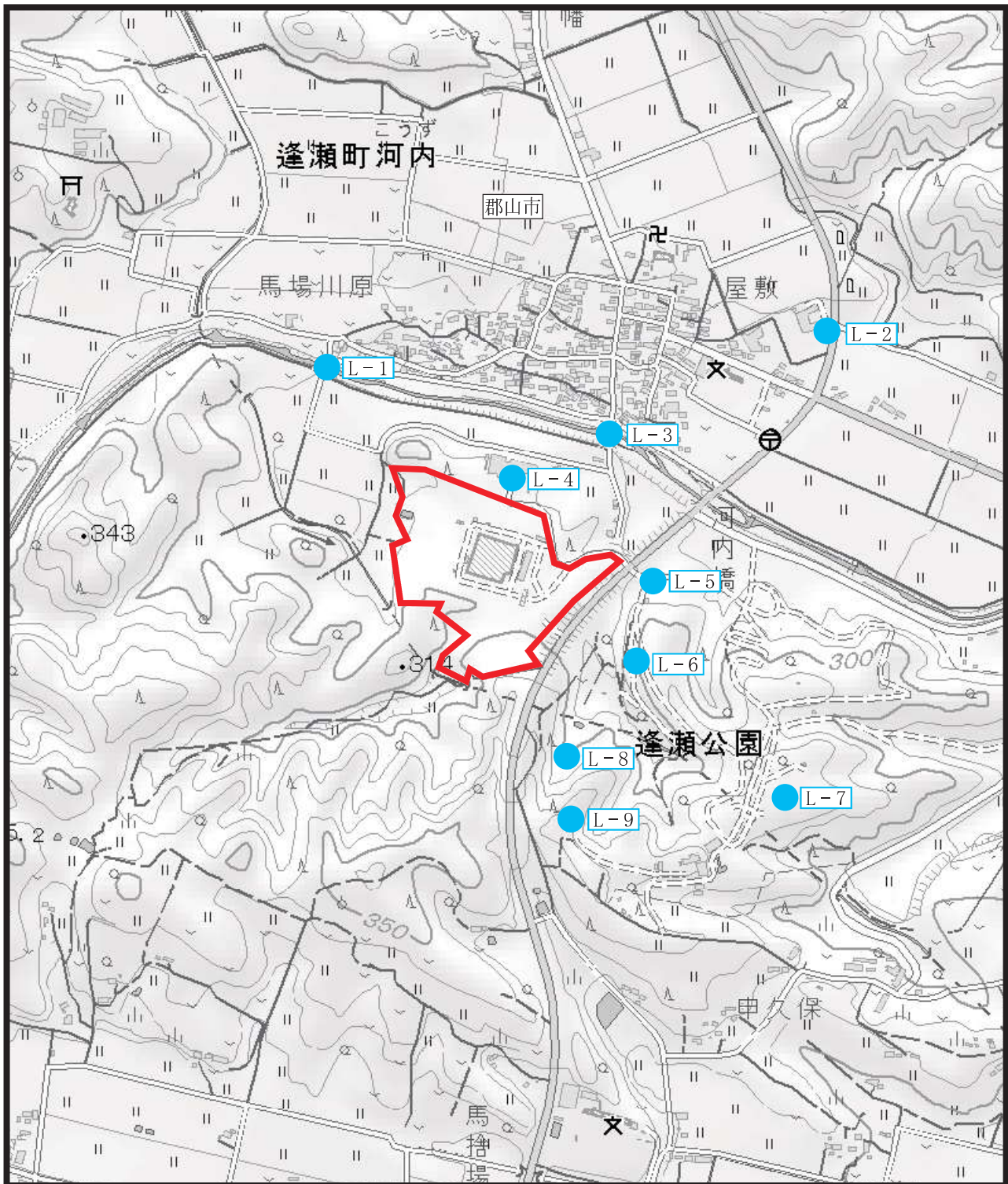
図5-8 生態系調査範囲

表 5-10(1/2) 調査、予測及び評価方法（景観）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	<調査地点> ・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点 （主要な眺望地点9地点(図5-9参照)） <調査期間、時期等> ・季節による景観の変化を考慮して4季調査とします。 <調査方法> ・写真撮影によります。

表 5-10(2/2) 調査、予測及び評価方法（景観）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
地形改変及び施設の存在 土地又は工作物の存在及び供用	<予測対象> ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況 <予測時期> ・景観の特性を踏まえて主要な眺望点、景観資源、眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期とします。 <予測地域> ・調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、景観資源、眺望点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 <予測方法> ・主要な眺望点、景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例又は解析によります。 ・主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法によります。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。



凡例



: 対象事業実施区域



: 景観調査地点



S = 1:10,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

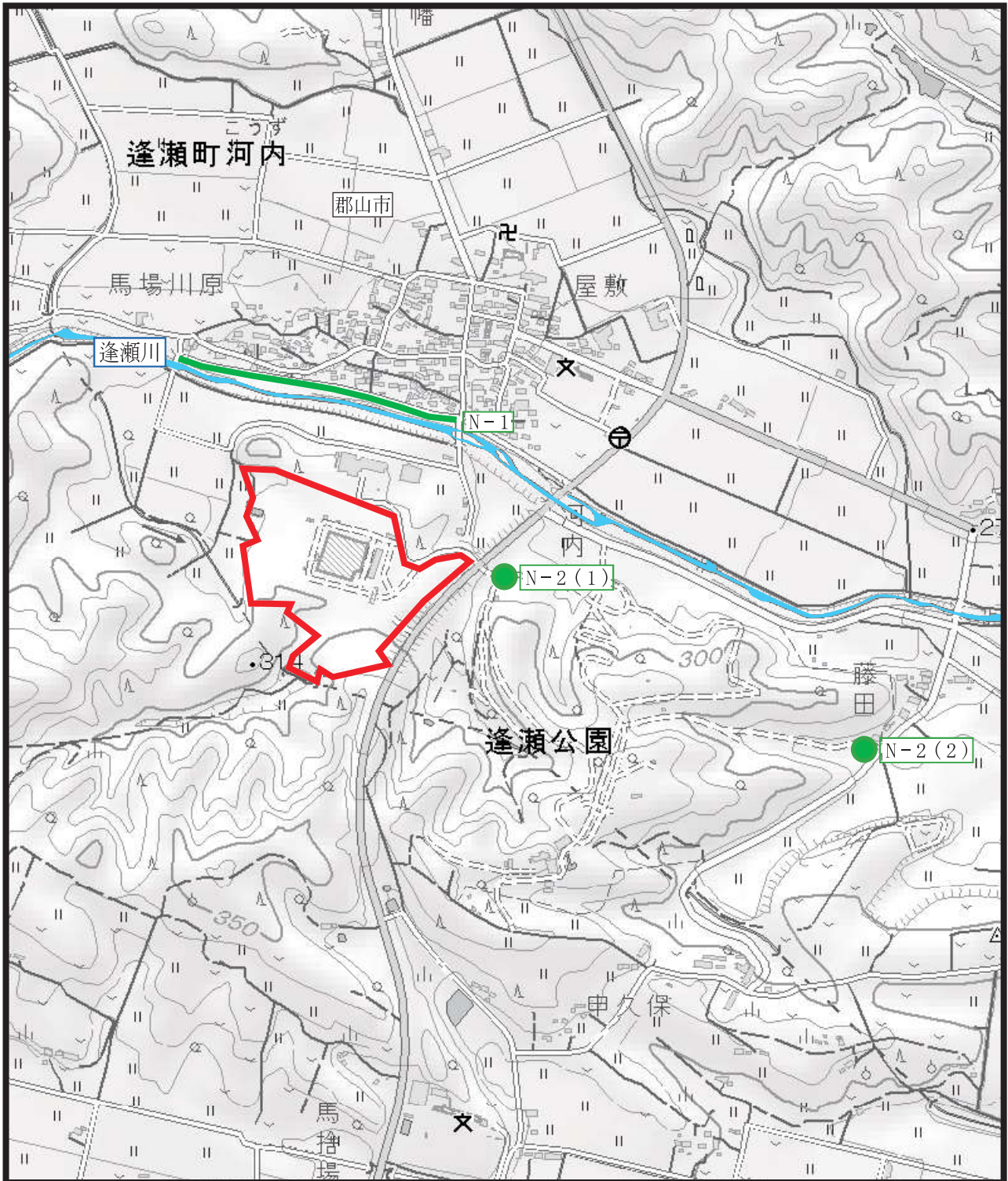
図5-9 景観調査地点

表 5-11(1/2) 調査、予測及び評価方法（人と自然とのふれあいの活動の場）




調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況、利用環境の状況 人と自然との触れ合いの活動の場への交通手段の状況	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします(図5-10参照)。 <p><調査期間、時期等></p> <p>4季に各1回(土曜日)とします。</p> <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによります。
その他の関連事項 ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握します。

表 5-11(2/2) 調査、予測及び評価方法（人と自然とのふれあいの活動の場）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施 資材運搬等の車両の走行 造成等の施工による一時的な影響	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性、利用環境の変化の程度 人と自然との触れ合いの活動の場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然と触れ合いの活動の場に係る影響を的確に把握することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの場に係る環境影響を受けるおそれがある地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析によります。 人と自然との触れ合いの活動の場の現況調査結果と、工事の実施、施設の存在、稼働等のほかの項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせるにより、定性的に予測します。 	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。
土地又は工供作用物の存在及び	施設の存在及び施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 主要な河川
-  : 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



S = 1 : 10,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図5-10 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

表 5-12 調査、予測及び評価方法（廃棄物等）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p><予測対象> (廃棄物) ・建設工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、有効利用量、処分方法 (建設工事に伴う副産物) ・建設工事に伴う残土の発生量</p> <p><予測時期> ・工事期間全体とします。</p> <p><予測地域> ・対象事業実施区域内とします。</p> <p><予測方法> (廃棄物) ・工事計画に基づき、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、有効利用量、処分方法を予測します。 (建設工事に伴う副産物) ・工事計画に基づき、建設工事に伴う残土の発生量を予測します。 ・工事計画に基づき定量的に予測します。</p>	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②工事に伴い発生する廃棄物 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理されることを明らかにします。</p>
土地又は供用物の存在及び	<p>施設の稼働</p> <p><予測対象> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、有効利用量、処分方法</p> <p><予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。</p> <p><予測地域> ・対象事業実施区域内とします。</p> <p><予測方法> ・事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法等を明らかにし、類似事例の引用又は解析等により定量的に予測します。</p>	<p>③施設の稼働に伴い発生する廃棄物 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理されることを明らかにします。</p>

表 5-13 調査、予測及び評価方法（温室効果ガス等）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は供用物の存在及び	<p>施設の稼働</p> <p><予測対象> ・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況</p> <p><予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。</p> <p><予測地域> ・対象事業実施区域内とします。</p> <p><予測方法> ・事業計画により、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量を算定します。 ・事業計画により、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定します。</p>	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p>